

第三十四回国会 社会労働委員会 議 録 第三十六号

昭和三十五年五月十二日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大石 武二君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事滝井 義高君

理事八木 一男君 理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 白井 莊一君

大橋 武夫君 齋藤 邦吉君

早川 崇君 柳谷清三郎君

山下 春江君 亘 四郎君

赤松 勇君 伊藤よし子君

大原 亨君 河野 正君

五島 虎雄君 多賀谷貞松君

中村 英男君 内海 清君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡邊 良夫君

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

厚生事務官 太宰 博邦君

(保険局長) 堀 秀夫君

(職業安定局長) 堀 秀夫君

委員外の出席者

厚生事務官 戸沢 政方君

(保険局長) 戸沢 政方君

(日本身体障害者団体連合会事務局長) 黒木 猛俊君

(日本傷痍軍人会本部参事) 奈良 栄三君

(日本社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

(国井社会保険研究所所長) 国井 国長君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所職能判定係) 田中 豊君

参 考 人
(全日本精神薄弱者育成会事務) 仲野 好雄君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

参 考 人
(国立身体障害者更生指導所事務) 長 門 川井 章知君

者更生指導所職能判定係田中豊君、全日本精神薄弱者育成会事務理事仲野好雄君、日本傷痍軍人会本部参事奈良栄三君、国立身体障害者更生指導所事務長田正虎君、以上六名の方々であります。

参考人の方々には、御多忙のところおいでをいただきました。まことにありがとうございます。本日は、本法案について関係各方面の方々から忌憚のない御意見を承って、本委員会の審査の参考にいたしたいと存じております。

なお、議事の整理上、御意見は一人十分程度に要約してお述べをいたしたいと存じます。その後委員の質問にもお答えを願いたいと存じております。

それでは、順次御意見の御開陳をお願いいたします。まず黒木猛俊君。

黒木参考人 最初に、忙しい中にもかかわらず、私たち関係者を直接お招きいただきまして、私どもの意見をお聞き取り下さいますことに對しまして厚くお礼を申し上げます。

私は、日本身体障害者団体連合会を代表いたしまして、本法案に対する意見を述べさせていただきます。

意見を述べるに先だちまして一言申し上げたいことは、いろいろこの政府案に對して私ども不満不備等を感じるものでありますけれども、せっかくここまでたどりつきましたところのこの法案が、りっぱに誕生いたしますように、委員の諸先生方の御尽力をいた

だきたいと特にお願いを申し上げます。

私の申し上げる第一点は、皆さん御承知のように、この政府案が非常に障害者のいわゆるワクの拡大をはかつておるといふ点でございます。身体障害者福祉法の第一級から第六級まで、すでに手帳の交付者が七十三万七千人に今日達しておるのであります。さらにワクを拡大したために、膨大なわゆる別表という障害者の範囲が広がっていくのであります。そうなりますと、せっかく作られた法律の適用を受ける場合に、重度の身体障害者がその法律の恩恵を受けることができないというのを私たちは非常に懸念いたしております。従いまして、現在の政府案のワクで法律を実施される場合には、障害別に雇用の率を定めたのだいたいでないかと、どういふ結果が生じますかと申し上げます。軽い身体障害者だけを採用してしまつて、一定の率を満たすことによつて、それぞれの国なりあるいは民間企業が身体障害者の定められた範囲の雇用をしたというところになりまして、せっかく法律によつて就職しようと思つておられますところの重度の身体障害者が、その法律の恩恵からはみ出してしまつていくことが懸念されます。

〔委員長退席、大石委員長代理登壇〕

ぜひこの点を法律の中に規制していただいて、特に重度のこの法律を最も欲するところ、こういう法律がでなければ就職の機会がないというよりな人

たちが就職できるように御考慮いただきたいのであります。

第二点は、受け入れ態勢であります。せっかく法律ができました。たとえば国なり地方の公共企業体が身体障害者を採用しようと思つても、資格がなければ採用できません。それから、民間企業等で採用いたしましても、それぞれに必要な技能を修得しておらなければ、これまた他の従業員等に対する劣等感を生ずるでございまして、また本人自身も、非常に精神的にも仕事の方でも苦しみと思つておられます。従いまして、民間企業、ことに地方の公共企業によらず採用された場合に、それぞれその仕事に安んじた気持ちで従事できるように技能の修得、訓練ができるように御配慮を賜わりたい。次は、民間企業に対する保護と助成であります。せっかく採用されましたが、身体障害者自体が非常に卑屈な感情を持つというふうなことがないよう、またそれぞれの企業体が身体障害者を採用することによつて、何だか損害をこうむつておられるのだというふうな感じを受けられないように、国から、たとえば身体障害者を法律が定めるだけ採用した場合には助成金を交付する、あるいはまた、必要な技能をさらに修得せしめる場合の費用の充当等を考慮していただく、こういうふうな点を第二点としてお考えいただきたいのであります。

第三点は、職種の指定であります。特に盲人等は、御承知のように目が見えませんが、就職するというところに

第一類 第七号 社会労働委員会議録第三十六号 昭和三十五年五月十二日

なりまして非常に困難でございます。今日盲人の大体五〇％は鍼灸、あんま、マッサージに携わることによつて生計を立てておられますけれども、パンマと称する婦人等の進出によつて非常にその生活を脅かされております。盲人にとつては、あんまとかマッサージという職業は、ほとんど唯一といつていくらいの職業でございます。そういうふうな人たちが、健康保険を利用することによつて、鍼灸、あんま、マッサージを必要とするような場合には、盲人等を優先的に使用するといふふうな、特殊な仕事に対する職種の指定をしていただきたい、こういう点を私どもとしては特別にお願いしたいのであります。

それから、冒頭に申し上げましたこのワクの拡大によるところの重度の障害者の就職の困難を招来するであろうという懸念であります。私こゝへ資料をちよつと持っておりますので、この資料を一つ見ていただきたいと思います。——ただいまお手元にお届けいたしました資料は、これは厚生省で昨年の一月三十一日現在に作られたものでございまして、このカーブを描いていられる方を見ていただければお分かります。このカーブを見ていただければ、視力障害者の三八・二％は二級と申しまして、ほとんど目の見えない人でありまして、それから言語障害はその五・一％がいわゆる三級と申しまして、これは片手、片足をつけ根から切斷したような重度の障害者と同一ような人たちが半分おられます。それから聴力障害というのは世に

いうところのつんばでございまして、聴力障害の人たちは二級がその半分でありまして、二級というのはいさゝか上肢を切斷して、片方の手がほとんど使えないという程度のやはり重度の障害の方であります。それから肢体の不自由な人たちは、その占める割合が四級と申しまして、四級といふのは大体片足の下腿切斷、片手の全指切斷程度の障害になります。これが三〇％でございまして、それでその赤の鉛筆で線を引つ張つてありますのが各障害者の平均でありまして、この平均によりまして、四級程度の障害を持つ人が一番多いのであります。漸次下がらまして、六級といふのが一番軽いのであります。六級は全体の一〇・九一％でありまして、六級は全体の約一割が一番軽いですから、全障害者の約一割が一番軽い障害でございまして、これが二五・四％でございまして、この数字によつてもわかつていただかれますように、一級、二級といふのは身体障害者雇用促進法という法律ができてから、ほとんどその恩恵をこうむることができない重度の人たちでございまして、一級、二級はほとんど法律ができてから、就職のチャンスが得られないという、もうほとんど仕事のできないというふうな人たちが、四級の人たち、五級の人たち、三級が全体の二五・四％でありまして、それから四級が二五・四％、五級が一八・六％でございまして、これらの人たちが一番この法律を欲するわけでありまして、今度政府案によりまして、非常にワクが広げられまして、指骨関節の親指の中途から切斷した程度でも法律の適用を受けることになり

ます。それから人さし指の指骨の切斷と、もう一つ小指でも関節でもよろしいのであります。障害があつた場合には、これまた法律の適用を受けることになります。それから片足の指が全部機能を喪失した場合、指が動かない程度であつても、法律の適用を受けることになりました。このことと、一つよく御検討いただいて、とにかくどうしてもそういう法律がでなければ就職できないという、いわゆる私どもにいわせれば重度の身体障害者が就職できないという、特別の御配慮を賜わりたいのであります。六級以下の、政府、厚生省で作られた資料による以外の推定の数字を、私どもの方では持つておりましたが、おそくは膨大な身体障害者がこの法律の適用を受けられることになると、この点につきましては特に御配慮を賜わりたいのでございまして。

最後に電報で申し上げますが、せっかくここまで参りましたところの法律がぜひ成立をいたしますように、諸先生の皆様方の特別の御尽力をお願い申し上げます。私の意見を終わることにいたします。(拍手)

○大石委員長代理 次に日本傷痍軍人会本部参事奈良三君にお願いいたします。

○奈良参事 本日は身体障害者雇用促進法の御審議に關しまして、われわれの意見を聴取されて、これを今後の問題につかまして参考とされるという点につきましては、深く感謝の意を表する次第であります。

私は傷痍軍人の立場からこの雇用促進法について意見を申し述べたいと思

うのであります。この法律を見てみますと、傷痍軍人の立場からいたしましても、問題点は多々ございまして、身体障害者の雇用制度につきましては、すでに欧米各国におきましては相当古い歴史を持つております。十年、二十年、ドイツの雇用法に至りましては、大正十二年にその基本法ができていたといふように、非常に長い歴史の上に築かれて現在発展を続けているというのがその現状なのであります。ところが日本は、独立以来すでに相当の年数もたち、また福祉法が制定されてから足かけ十一年、また戦傷病者の援護法ができてから十一年、八年を経過しているこのとき、ようやくこの法律が国会に提出されて、今その目を見ようとするのは、非常にわれわれは希望を持つてゐるものであります。その中に触れて参りますと、たとえば傷痍軍人の立場からいいますれば、欧米各國のこの雇用制度というものは、戦争犠牲者というものに優先的な考え方を非常に織り込んでおる。ところが今度の法律を見ますと、全部を平等に扱っている。こういう点でわれわれは將來、戦傷病者に対する雇用の問題とか医療の問題、こういうものを含めまして単独立法をする必要があるのではないかと、こういうふうに考へてゐる次第であります。

またこの雇用法の中でわれわれが非常に重要視しているのは訓練であります。戦傷病者はその障害が後天的であるために、非常に就職の機会が少ない。いわゆる技能を途中で中断をされて、新しい職業につくと思つても、なかなかその技能がすぐ發揮できない、こういう意味において職業訓練とい

うものに非常に重きを置いてゐるわけでありまして、そこで、この訓練所の施設の不足、また訓練の質の問題、こういう問題につきましても、今後さらに努力をお願いする次第であります。

それから、この法律ができてから、非常にわれわれが心配する点がある。それは、大企業がこの身体障害者を雇用する場合に、一応この法律では百名以上の企業が対象になつておりますが、大きな企業は自分のところで生じた障害者をどうしても優先的に雇つていくのは当然であります。こういうために、その他の、その企業から発生した以外の障害者が除外される危険性もあるのではないかと、こういうふうに実は心配をしてゐるのであります。

それから、今まで戦傷病者に対する援護、福祉の向上、こういう面でいわゆる官庁の横のつながりを見ておきますと、非常にうまくいってない点が多々ございまして、そこで一応この法律の二十四条では、職安と福祉事務所の連絡、協力を規定しておりますが、現在身体障害者に対しては、身体障害者福祉司という専門の相談相手がおられて、いろいろな相談にあずかつておるわけでありまして、そこで、この雇用の安定法ができました。これには、職安にも身体障害者の専門の相談手を置いていただきたいと思います。そして親身になつて、ほんとに心から障害者の援助なり相談相手になつていただいて、そうして障害者が明るい生活ができるようをお願いしたいと思つております。

それから、法律ができましたとして、その法律の啓蒙、啓発、こういう

うのであります。この法律を見てみますと、傷痍軍人の立場からいたしましても、問題点は多々ございまして、身体障害者の雇用制度につきましては、すでに欧米各國におきましては相当古い歴史を持つております。十年、二十年、ドイツの雇用法に至りましては、大正十二年にその基本法ができていたといふように、非常に長い歴史の上に築かれて現在発展を続けているというのがその現状なのであります。ところが日本は、独立以来すでに相当の年数もたち、また福祉法が制定されてから足かけ十一年、また戦傷病者の援護法ができてから十一年、八年を経過しているこのとき、ようやくこの法律が国会に提出されて、今その目を見ようとするのは、非常にわれわれは希望を持つてゐるものであります。その中に触れて参りますと、たとえば傷痍軍人の立場からいいますれば、欧米各國のこの雇用制度というものは、戦争犠牲者というものに優先的な考え方を非常に織り込んでおる。ところが今度の法律を見ますと、全部を平等に扱っている。こういう点でわれわれは將來、戦傷病者に対する雇用の問題とか医療の問題、こういうものを含めまして単独立法をする必要があるのではないかと、こういうふうに考へてゐる次第であります。

またこの雇用法の中でわれわれが非常に重要視しているのは訓練であります。戦傷病者はその障害が後天的であるために、非常に就職の機会が少ない。いわゆる技能を途中で中断をされて、新しい職業につくと思つても、なかなかその技能がすぐ發揮できない、こういう意味において職業訓練とい

ものがなされませんと、何らその法律は用をなしません。いわゆる運用の面も含まれますが、一応この法律の二十三条で雇用促進に必要な措置を講ずるという規定はございます。ところが、これが実際に行なわれないとするならば、せっかくあります法律も意味をなさないので、知らないまま、または身体障害者が困っているという状態で今後継続という問題が起こってくるわけでありました。米国では毎年十月の第一週に身体障害者の雇用促進週間というものを実施しております。これは大統領が先頭になりまして、国をあげての雇用促進の週間を実施しているのが現状であります。日本におきましては、この法律の啓蒙、啓発に力を入れていただきたいと思っております。

このように問題点はたくさん出て参りますが、先ほどから言っておりますように、福祉法ができてから足かけ十一年、援護法ができてから八年を経過した今日、傷痍軍人を含めた身体障害者のためにこういふ法律が提案されて、御審議をいただいているというところに、御希望を持っております。一般身体障害者は、明るい希望を持っていないんじゃないかと思ふのです。ただここで、この障害者の雇用促進法だけだ、障害者の援護が事足りるとするところから考えれば、これはほんでもない間違いでありまして、そのほかの福祉法または国民年金法、こういうものとの関連も十分御検討いただきまして、今後この法律が円滑に運用されるよう希望するものであります。ただ、この法律につきまして、いろいろの不備、不満、そういうものがたくさん

ございまして、それらの点につきましては、この法律でも調査研究をしていくということも規定してございますし、聞くところによりますと、それらの研究費も本年は計上されておる、こういう話も聞いております。また本年は七月に身体障害者の実態調査が実施され、十月には傷痍軍人の実態調査が行なわれる、こういう結果に基づいて、これらの法律の悪い点を今後是正、改訂をしていかなければならぬ面がたたくさんございまして、しかしながら、現段階として、多くの傷痍軍人、多くの障害者が、この法律の成立を一日も早くしてくれという希望がたかたかございまして、こういう点で、すみやかにこの法律を通過していただきたいとす。お願ひする次第でございます。(拍手)

○大石委員長代理 御苦勞さまでし

では次に、国井社会保険研究所長の

国井局長さんをお願いいたします。

○国井参考人 昨年当委員会の国民年金公聴会におきまして、私は公述人として意見を述べました際に、本年度から身体障害者雇用法を制定、実施してほしいというのを要望いたしましたのでございまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党並びに労働省、大蔵省の一方ならぬ御高配、御努力によりまして、身体障害者雇用促進法が提案されておりますことを、厚く厚く御礼申し上げます。この法案が一日も早く可決、成立いたしますことを強く要望するのでございます。

身体障害者が人格の成長を確保されますためには、障害年金と職業自立、この二つが補完しながら、総合的に施

策されることを強く望むのでございまして。官公庁は本来身体障害者の雇用を率先してするに最もふさわしいものであるものでございまして、残念ながら、日本におきましては官公庁の雇用がはなはだよくないのでございまして、わずかに職員数の〇・七％、イギリスにおきましては四・七％を保っておるのでございまして。また大企業におきましては、日本ではわずかに〇・七％くらいでございまして、イギリスにおきましては三・一％の雇用率を保っておるのでございまして。このように、零細事業主の恩情に救われて、零細事業主の恩情に救われて、低賃金で不安定な生活にあえいでおるというものは、厚生省や労働省の実態調査にも明らかでございまして、ただ一つ日本でも例外的に非常に高い雇用率を示しておりますのは、財団法人の鉄道弘済会でありまして、ここでは、両足と片腕がない、あるいは両腕がないというふうな重度障害者二十七人を含めまして、四百四十五人が雇用されており、その雇用率は二・七％でありまして、これはイギリスその他の先進諸国の水準に達しておるのでございまして、これはひとえにその創立者であります堀木鐵三氏あるいは早川会長、滝理事長、長尾理事その他の理事者、管理者の一方ならぬ理解と努力、さらに一度職場を得ました身体障害者職員がみずからの努力と研さん、それから同僚職員の協力によりまして、この高い雇用率が維持されておるのでありまして、それをまた別の面からさ

助具の支給を行ない、あるいは就職後の不測の指導によりまして、これが保たれておるのでございまして、これを外国に求めるまでもなく、日本でもやろうと思ふならばできるのですが、従来政府は怠慢で、なかなかこれをやってくれなかったでございまして。

〔大石委員長代理退席、大坪委員長代理着席〕

今回、幸いに先生方の格別の御努力によりまして、この法案が本国会に提案されたのでございまして、政府並びに与党の御努力にかかわらず、この法案の中身はすこぶる貧弱で、裏づけのないものでございまして。しかしながら、この法案は画期的な立法でありまして、これは、私も認めるにやぶさかでないものでありまして、すみやかにこれを成立して、ILOが第三十八総会におきまして勧告いたしましたものにこたえていただきたのでございまして、若干の点につきまして可能な範囲で修正して成立を賜われれば、なお幸いです。でございますので、その修正点につきまして意見を述べさせていただきますと存じます。

第一点は、新たに官公庁、大企業に雇用されます身体障害者の少なくとも一〇％以上、三級以上の重度障害者を含めまして一〇％以上は必ず雇用する、こういうふうなことにあります。毎年の官公庁の新しく雇い入れます人員十五万人に對しまして一万五千人、従業員百人以上の事業所が毎年雇い入れますところの約二十二万人の一〇％で、これが約二万二千人、合計いたしまして約三万人の就職が可能になるのでございまして。ただ、これは重度の身体障害者の場合、特に視覚障害であ

りますとか肢体不自由の場合等は、特に作業設備の改善でございまして、作業補助具の支給というふうなものに伴いませんと、官公の役所あるいは民間の事業主の善意があらましても、なかなかそれが雇用の場に受け入れられないことになりまして、一たん雇用されましても、離職するというふうな危険がございまして、官公庁の職場あるいは民間事業所におきましても、身体障害者の雇用にふさわしいような作業設備の改善をしていただく、あるいは作業補助具の支給をしていただく、こういう点を御配慮願ひたいのでございまして。法案によりまして、こういったふうな作業補助具あるいは作業設備について事業主に助言をすることができるといふことが、たしか第四條か五條にございまして、また労働省がそういったふうな研究をするといふことも書いてあります。本年度若干の予算が組んでありますのは、非常にこの点に御配慮されておるのでございまして、ただ研究だけではいけないのでございまして、少なくともこういったふうなものを各雇用主にやることを義務づける、同時にこういったふうな作業設備の改善、あるいは作業補助具を支給いたしました民間の事業主に對しましては、政府がその経費を補助する、これをお願いしたいのでございまして。先生方御承知のように、ILOの第三十八回総会におきまして職業更生に関する勧告には、この補助の規定があるのでございまして、ぜひこの補助を実施していただきたいと考えるのでございまして。これなくしては、雇用の促進はなかなか困難であらうと思ひます。

もう一つは、先ほど申し上げましたような雇用を促進いたします場合に、この作業補助員あるいは作業設備の改善に伴いまして、これを指導いたしたために、職業安定所に身体障害者職業指導官という専門の職員を置きまして、この業務に当たらせるとともに、他の職員の指導をしていただきたいのでございます。身体障害者の場合、特に重度の身体障害者の雇用に対しては、それを取り扱う方々が非常に高い専門的な知識と、深い人間愛に燃えていなければ、なかなかこれを促進することができないのでございます。法案によりまして、就職後の指導を職業安定所がやることでございまして、ございまして、大へんけっこうなことではございますが、これがあつてこそ、初めて雇用の場を迎えられた身体障害者が、その職場に安定することになりますので、ぜひお願いしたいのでございます。この身体障害者の職業指導官の規定がないのでございます。大へん残念なことではございます。これはぜひ置いていただきたいのでございます。それは別の面から申し上げても、労働省の御調査によりまして、現に身体障害者で雇用を求めております者は約九万八千人でございます。その九万八千人のうちの七六％はまだ職業安定所に求職の登録をしていない方々でありまして、約七万人が今後求職登録をするのであらうとわれわれは予想されるのでございます。なおこの求職登録をしております方々のうちの約四五％程度は、身体障害等級三度以上の重度障害の方でございまして、しかるにこういうふうな面期的な法案が出されるにもか

かわらず、本年度におきまして、職業安定所の関係職員の増員はきわめてわずかであります。わずかに五百人程度の職業紹介官というものが置かれるのでございます。これも一進歩でございますが、これは身体障害者の職業紹介を専門に扱う方々ではないのでございまして、これをイギリスが置いておりますように、また日本の福祉事務所が身体障害者福祉司を置きまして成績を上げておりますように、ぜひともこの身体障害者の職業指導官を置いていただきたいのでございます。なお予算の措置におきまして、はなはだ不十分でございます。今回の面期的なこの法律を施行いたしますに、予算はわずかに九百九十三万四千五百円でございまして、身体障害者の職業訓練所の費用を合わせても、ようやく一億三千万あるいは一億八千万程度でございまして、イギリスが本年度三百六十万ポンド、日本の金に引き直しまして三十六億円に比較しまして、あまりに少ないのでございまして、政府がこういうふうなけつこうな、面期的な法案を出しなかつたにもかかわらず、予算的な裏づけもない、それから事務機構も整備されない、これでは困るのでございまして、ぜひ予算の裏づけもしていただきたいのでございます。本年度予算では、国民所得に対して税の負担率は、国税、地方税を合わせて二〇・五％でございまして、明三十六年度では減税が必至であるということとを伺っております。減税もけつこうでございますが、身体障害者のような社会的にあるいは国家的に多くの施策を要するものためには、そういうたふらな減税の一部を振り向けても、ぜひ

ともこの施策を強化していただきたいのでございまして、作業設備の改善の費用でありますとか、あるいは身体障害者の職業指導官を置きまして、それに要します経費の増額はわずかに一億円足らずでございまして、本年度諸先生の格別の御高配によりまして、社会保障あるいはその他関係の費用の国家予算の中に占める比率は一二％、最も広い関連対策費を入れますと広義の場合でも二〇・九％になったのでございまして、イギリスの三〇％に比較いたしますと、日本の社会保障関係の費用はまだまだ少ないのでございまして、国民所得に対する日本の社会保障あるいはその他関連費も七・八％程度でございまして、イギリスの一三・三％に對しまして非常に低いのでございまして、ぜひとも本年度の補正予算あるいはそれができなければ来年度の予算で、この身体障害者の雇用法関係の予算として一億円程度は、先方並びに政府当局の御努力によりまして確保していただきたいのでございます。その次には、政府と並びまして民間の大事業所が雇用を拡大できるような方策をするために、法案の第十四条を御修正願いたいと思います。その次には、重度障害者の場合には、この法案ではわずかに指定職種で若干考えられておるのでございまして、イギリスの実例に徴しまして、指定職種に従事しておりますものはわずかに五百人足らずでございまして、で、よほど指定職種のワクの拡大をしていただかせないと、重度障害者は救われなかつたのでございまして、やはり重度障害者もできるだけ一般職種の中で雇用を安定するようにしてほしいのでございまして。そのためには、重度障害者を雇っていたいただきます場合は、先ほどのような作業設備あるいは作業補助員と関連いたしまして、雇用率を算定いたします場合に、重度障害者を一人雇った場合には二人にする、あるいは重度障害者のかわりにその妻を雇いました場合には、それを半人に計算するといふふうな御措置も、法律あるいは政令の中でぜひお願いしたいと存するのでございます。その次に内部障害の問題でございまして、今回の法案の別表では、身体障害の程度が非常に広範囲に広げられるようになったのでございまして、これはおそらく政府といたしましては、身体障害者があり雇用に支障のある者はできるだけこの法律の恩恵を及ぼさうというお考えであつたと思つてございしますが、このために、重度の障害者がどうかすると不利な条件になりました。軽い者が雇われるというふうなことになるかぬないのでございまして、この点にございましては、先ほど申し上げましたような措置をおとりいただきますとともに、内部障害者につきましては、今度の法案でも別表の中で、その他障害の著しいものはそれに準じて云々というだけで、具体的に列挙または例示してないのでございまして、これは、こういった法律の恩恵を受けたといふふうなことを要望しております。内部障害者にとりましては非常にさびしいことではございますので、これもはつきりと法律あるいは政令の中に、これこれの内部障害については適用するのだといふことをお書き願いたいと存じておるのでござい

以上のような七つの点を御修正の上、一日もすみやかに可決、成立を賜わりますようお願いいたしたいと存じます。あと若干つけ加えていただきたいと、適応訓練という制度をお作りいただきますことは大へんけっこうなことではございますが、これによりまして身体障害者が雇用の場に安定することになりますので、これは、この法案の中でただ一つ具体的にこの措置をはつきりとしていただきました点で、大へん政府と労働省の御努力に感謝いたしますが、残念ながら本年度の人員はわずかに五百人でございまして、先ほど申し上げましたように、雇用の希望者は九万八千人、そのうち現在全く職業のない者が三万八千人あります。この五百人という数字はあまりに貧弱な数字でございまして、これはぜひ補正予算あるいは来年度予算で大幅に増員をしていただきたいのでござい

その次に、職業指導あるいは更生指導の種目、期間、定員、こういうような点につきましてもぜひとも強化をいたしてはほしいのでございます。それから、今度の法案では、政令、労働省令あるいは審議会にいろいろと譲られておるのでございまして、今度でございます。身体障害者の雇用審議会におきましては、その審議会の機能が十分に果たされますような御措置を賜わりたいといふことを特に要望いたしておきます。以上によりましてこの法案が幸いに一日も早くできて実施されるといたします。身体障害者の雇用あるいは職

業訓練あるいは自営、そういうようなものを全部含めました身体障害者の職業保障法という法律に近いうちに完成をさせていただきたいと思ひますし、あるいは国民年金法を改正しますとか、最低賃金法を改正いたしますとか、さらには業務災害年金制度を確立いたしました、一歩々々福祉国家に接近していくような御高配をぜひ賜わりたいと思ひます。そのためには、はなはだ数は少数で残念でございますが、社会保障あるいは職業安定関係に特に御熱心な先生方が国会におられるのでございますから、こういう社会保障あるいは職業安定に特に御熱心な先生方には長く長く国会に議席を占めていただきまして、一歩々々法律の改正あるいは予算の増額をしていただき、こういうようなものを完成させていただきまして、われわれが生活を楽しめるような福祉国家を建設していただきたいということを特にお願いいたします。

○大坪委員長代理 ありがとうございます。次に、国立身体障害者更生指導所職能判定係の田中豊君にお願いいたします。

○田中参考人 私は専門は心理学でありまして、心理学的な判定によりまして、からだの自由な人々を実際に更生指導させて社会に送り出すというよりな職域に勤めているのであります。この法案が国会にかかるといふやうなことが新聞に載りましたために、私のところにもからだの自由な人々から何通かの手紙が参りまして、私のような者はどうだろうかということや私の手元まで問ひかけてきております。

「大坪委員長代理退席、委員長着席」

それらの人々を、ここに、用意されております法案と照らし合わせて考えてみますと、先ほどの黒木さんの御意見、あるいは黒木さんの御意見、その他の先生方の御意見と同じように、大部分の人がこの法案のままで適用を受けたいのではないかと、いふやうな気がするのであります。

黒木さんのお配りになりました障害種別・同程度別・身体障害者手帳交付数というのがありますけれども、その中で、現在の社会情勢の中で雇用の対象となるものがほとんど不可能だと考えられるものは、二級の者であります。それ以下三級、四級、五級、六級は、必ずやこの法案によって雇用の対象となり得るというふうに彼らは考へております。自分たちこそ就職したいと考えているのだから、こういう法案が用意されれば私たちは就職できるのではないかと、いふやうに考へるのでありますけれども、残念なことに、この法案のままであれば就職できないというやうな実情にあると考へます。実際にこういふ雇用促進法が必要なのは三級、四級、五級といわれるやうな人々であります。雇用を促進していく実際の働きをするのは、これらに該当する人たちが一人でも多く社会に雇用されるかどうかといふことにかかっているのだらうと思ひます。従つて

現在のままの法案ではこれらの人々には恩恵が及ばない。私の手元に参りました手紙に對しても、私は返事を出すことがむづかしいといふふうに思わざるを得ません。従つてこの法案に同意されております別表の身体上の欠陥の範囲といふことに非常な問題を持つておるといふふうに私は考へるものであります。この範囲を考へてみますと、政令によつていろいろとパーセントが定められるやうでありますけれども、実際にそのパーセントの決定、あるいは別表がこのままで通るといふやうなことを仮定いたしますと、

経験からして十分社会で働ける人がいる。そういう人たちがほんとうにこの法案を望んでいるのだ、そういうふうには私は思ひます。従つて現在のままである法案の効果はなかなか望めないのではないかと、いふやうに思ひます。

努力なりというものが、実際のこの法案の骨子を成しております。この法案をほんとうに興味のあるものとするかしないかといふことは、この職業安定所に働いておられるところの身体障害者係の人たちの采配いかんにかかってくるのだといふやうに考へられます。ところが私は仕事の性質上、職業安定所に働きますところの身体障害者係の方の中に多くの知り合いを持つておりますけれども、それらの人々は現在の公務員法の範囲内では、その同じ仕事を安心して長くやるのが困難であります。同じやうな係をずっと続けることは、待遇なり何なりといふ点で行き詰まってしまうといふやうになってお

実際の経験上は雇用の促進にならないのではないかと、いふやうに、私は過去十年ばかりの経験を振り返つてみて思ひます。あります。なぜならば、この別表にあるやうな身体障害者といふものは非常に数が多過ぎますから、たとえばどのやうな官庁でも五百人なり千人なりといったやうなものを調べると、かなり高いパーセントで雇用されているといふ実情であります。そうしますとそのパーセント次第によつては、わしのところはすでにあのパーセントを上回つて雇用しているのだから、今さらもう身体障害者を雇おうとは考へないといふやうに、かえつてこの法案自身が身体障害者の雇用を妨げるといふやうな形になりかねないといふやうに私は思ひます。従つてこの別表については十分考へていただきたい。

余地のある障害者が年金法の適用を受けておられるやうな実情であります。これは特に永続するか固定するかといふやうなことに對して、実際に専門家の意見を何らかの形で盛り込むといふことがない限り、現在の社会情勢の中では、必ずしも彼らの福祉といふことを念願するこの雇用促進法が、ほんとうの意味で役に立つといふことにはならないのではないかと。従つて永続であるか固定であるかといふことについて、必ず専門家の意見をそこに加えるといふことが必要であらうと思ひます。

なこの法案全般を私が読ませていただいて感じたことは、第三条にあるいは第四条、第五条を見ますと、労働省の所管しておられますところの公共職業安定所に働いておられます身体障害者係——国井さんは身体障害者指導官といふことをおっしゃいましたけれども、実際に身体障害者係をしておられる方が各安定所にいらつしやいます。その方たちの知識なり経験なり御

に話がかつて下さるなと思ひます。は、すでにどこかの主任におなりになつたり係長におなりになつて、いらつしやらない。また新しい人がおいでになる。私たちは同じ職責をずっと続けておりますから、そういうことを数限りなく繰り返してきたといふことはまことに残念だ。あの人たちがここにいてくれたらなあといふことを常に考へます。従つて安定所に働きますところのこの法案の実際上の働きをする身体障害者係の人が、ほんとうに安心してその職責を全うすることができるようにはつきり規定づけてあげること

が必要なのではないか。今のような公務員法の中でいろいろふりな職域を全うするに於いては、家族のこともあり、生活のこともあって、その人の人生観あるいは情熱なりというものでなくてはさえない。私はこの仕事を続けていきたいと思ふけれども、やっぱ給料も上がらないし身分も上がらない、そういうことを考えるとやっぱ女房もそれには反対をする、従つてやむを得ぬ、田中君やめるぞというふうなことを、私は何回か言われたのであります。従つてこの法案をほんとうに意味あらしめる身体障害者係というものが、もつと知識や経験を十分に持つてゐるうちに、この法案に盛り込んでいただきたいということを考えるのであります。従つて私の意見を要約いたしますと、別表がきつめて問題であるといふことを私は考えます。もつと他の法律であります身体障害者福祉法といふものにあります別表となぜ一致させることができないのか。日本ではどういふことが知りませんか。けれども、いろいろの身体障害者についての等級があります。労働省ではこうやうに、労働年金ではこうやうに、身体障害者福祉法ではこうやうに、またまたここで新しい別表をお作りになる。それらが非常に錯綜しております。こういうような事情は、他の法案とも関連がございまして、けれども、これは統一していただいて、実際に身体障害者雇用促進法の別表がどういふふうな形で身体障害者の個々の人に適用されるかといふことを考えていただきたい。この別表のままであれば実際に雇用されることが困難ではないか。かえつて身体障害者を拒否する法案に

なりはしないかといふ危惧を持つところ。大体以上私は、別表でいうところの永続するとかあるいは固定するとかいうようなことで、実際に専門家の意見をどの程度に重んじなければならぬかといふようなことが、実際福祉にどのように影響するかという点で問題があるといふこと、別表を自身に問題があるといふこと、実際の効力は身体障害者係が持つてゐるのだから、その身体障害者係をもう少し安定させるような方法がぜひ必要なんじゃないか、以上大体三点について意見を申し上げます。

私は心理学が専攻でありますから、もう少し心理学的な立場から意見を申し上げます。たいいふふに思ひましたけれども、この参考人としての意見の聴取を求められたのがきのうでありました。しかも夕方でありましたので、実際心理学的な立場から統計をとりあるいは分析をいたしまして皆さんに意見を申し上げることができないのをまことに残念に思います。(拍手)

〔委員長退席 大石委員長代理着席〕

○大石委員長代理 次に、全日本精神薄弱者育成会事務理事の仲野好雄さんにお願いたします。

○仲野参考人 本日は日本で三百万人といわれる、さらにみずから訴えることができない、こういう者の親にかわりますて、五百万人を代表して私をこの席に呼んでいただいたことを非常に光榮に存する次第でございます。なおこの機会に、三月の末に精神薄弱者福祉法と申します、私どもの子供が全然法律のそとにありましたのに、

初めて法を作つていただきました皆様方に対して心から御礼を申し上げます。

私が本日申し上げます意見としては三つあるわけでございまして、その第一は、精神薄弱者は学問的にも身体に障害あるものの一つである。従つてこの法律の保護適用を何らかの形式で受け得るようになつていただきたいと思ふことである。現在の医学では、精神薄弱は人間にとって一番大切な大脳皮質が障害されたものであるといわれてゐるわけでありまして、従いまして、世界じゅう先進国では、どこでもみな身体障害者に関する諸法律において精神薄弱者をも含んでおるのでございまして、このたびはヒューマニズムの大局的見地から立法されるこの法案には、何らかの形式で精神薄弱者をぜひ含んでいただきたいといふのでござい

ます。しかしながら、私は精神薄弱者の全部にこの法律を適用してくれというのではございせん。御存じの通り、精神薄弱には大きく分けて三つございまして、魯鈍といふ類といふ白痴といひます。ピンからキリまであるわけでございます。私はこの世界共通に教育可能——日本では文部省が担任しておりますけれども、一応魯鈍と申しますか、これは精神者の九割を占め、知能指数は大体五〇以上を申すわけでございますが、私はこの教育可能な者だけをこの法律に適用していただいてもいいのじゃないか、こういうふうに割り切つて考えております。決して私は御無理を申し上げるつもりではないのでございまして、現在非行青少年や売春婦の相当部分を精神弱者で占めておりますことは、もう皆様方御存じの通りでございまして、それらはみんな精神

薄のうちでも知能の高い者でございまして、そしてしかも一般の中学校あるいは特殊教育の中学校、こういうものは卒業したけれどもどこにも就職ができない、家庭や社会ではばか扱いされる、じゃま者にされる、劣等感からくる欲求不満の反動的な精神に燃えて、ほかに何も楽しみがないのだ、気晴らしもないのだといふような結果からこれらの問題が、出てくると私は考へております。どうぞ一つこういう知能程度の高い、教育の可能な精神弱者でよろしゅうございまして、このうういう者にこの法律のあたたい恩恵を与えていただくようにしていただきたい。ことに私がこれを強調したい。ただきたいと思ひますことは、現在産業がオートメーション化されて、単純反復性の仕事が非常に多くなりまして、こういうことはむしろ精神薄弱者の方が一般の知能を持った者よりは能力がいいんだといふ事実でございまして、これをよくお含みおき下さいまして、精神薄弱者もぜひこの法律に含めていただきたいといふことが第一でございます。

第二は、精神薄弱者の雇用の現況でございます。昨年度文部省と教育大の杉田先生が全国の特設学級の中学の卒業生、昭和二十八年に卒業した者、三十一年に卒業した者、三十三年に卒業した者、こういうふうに年度間隔をおきまして、全国五千名の卒業生を調査されました資料が私の手元にあります。その五千名のうちで資料の集まつたのが千五百名でございまして、千五百名の資料を拝見いたしますと、就職に成功した者が五百二十七名で

五・七%を占めております。何とかやつてゐる者が百三十六名で二・三%でございまして、不明な者が百十二名の者、就職したけれども失敗した者、これが百二十二名で二・二%でございまして、そのほかは特別な者、すなわち死んだ、あるいは結婚してしまつた、こういう者が二十二名で二・一%でございまして、全部の卒業生の調査可能な者の約七割が就職をされてゐる。そのうちの五割は成功してゐる。問題はあつたかやうなところ、私はこの機会におきまして、精神薄弱者もりっぱな労働力があるといふことがこの事実によつて証明されておる、こういうことを申し上げたいのでござい

ます。ここに私が付言したい。ききたいことは、そんなに雇用率がいいなら何も法律で精神者を心配しないでもいいじゃないかといふ反問が起ころはしないかといふことであります。これに對しましては、私はその一つは、この資料で五千名のうち、未報告の三千五百人がどうなつておるだろうか、また失敗をした百二十二名あるいは不明の百十二名が家庭や世の中に非常に大きな負担をかけ、国もその跡始末に非常に大きなお金を使わされておるというに對する、ヒューマニズム以外の実質的における反省が必要ではないかと思ひます。

その二は、この程度の雇用に持ち込むために、法の保護がありませんでしたので、特殊教育の先生や私たち父兄はなみなみな多年にわたる非常な苦勞の累積なんぞございまして、大体今の就職率のうちの四九・五%は特殊

教育の先生方のお骨折りによるものでございます。

〔大石委員長代理退席、委員長着席〕

三三・九分は保護者の縁故なり、骨折りによるものでございまして、職安のお世話によってできたのはわずか九・一%でございます。

もう一つは、今学校では文部省や地方公共団体からの補助金に親たちがお金を出し合ひまして、学校工場というようなものを作りまして、そしてこへ訓練の進んだ者を校外実習生という形で、職親にお願いをいたしまして、ちょうどこの法律の適応訓練に相当するものでございまして、そういうことをやりまして、卒業とともになるべくその学校時代に通っておった職場に雇っていただくというような形式を私どもはもう多年とってきているのでございまして。先ほど九・一%と申しましたけれども、最近職安がぼつぼつと協力的になられまして、ここに東京都におきましては非常によくやっていただけになりまして、私どもは感謝いたしておるのでございまして。こういう見地からも、この法案のうちにぜひ精神障害者の適用を考えていただいて、もう少し先生や親たちが苦勞しなくて、自然な形で精神障害者にも雇用の道が開けるようにしていただきたい、こう思うのでございまして。

三番目には、精神障害者についての正しい御理解、特にこういふ子供たちは働く意欲を十分に持っているということとでございます。この正しい御理解を願いたいということにつきましては、精神障害者はよく精神病者と間違えられておるのでございまして。くだいことはやめ

ますが、最近先進諸国では精神薄弱という言葉を使っておりません。知能遅滞と申しております。簡単に申せばばかやアホ、これは混同してはいないのだということがその一つでござい

ます。その二は、よくジャーナリストに言われるのでございまして、精神薄弱者は善人と悪魔が同居しているのだ、こういうことを言われるのであります。だから、いつ悪魔に変わるか心配だ、こう言われるのでございまして。しかし私自身精神の子供を持った体験から見まして、全園を歩いてみまして、精神薄弱者というものは、もう根っからの善人でございまして。ただ家庭においても劣等感を与えられ、どこに行ってもいじめられる、この反抗心から物をぶちこわして、あるいは火をつけてみるというようなわけなのでござい

ます。女の子は何も楽しみがない、紙袋を張らしても、一日朝から晩までやつても一月千円しかかせげない、ところが売春婦に売られれば一晩に何千円になる、雇用主としてみれば頭が少し足りませんから搾取の対象になる、お客様としてみれば非常にサービスがいいというようなわけで、この精神障害者の売春婦は絶対に断らないという心配を私どもは非常にしているの

でございまして。それで私の子供でございまして、當年二十四才でございます。学校を二年おくらせまして普通の小学校を卒業いたしました。十五才になって不器用で縫い一つ掛けなかつたのでござい

ます。幾ら教えてもラジオ体操もやりません。その子供が、養護学校に入れて特殊教育を受けて二年間、それから職業指導三年半の後に、現在

りつぱに毎月何千円のお金をかせいで、皆様方がランを植えても取すかしくないような植木ばちを毎日作っております。なお、今度練馬にできました学校法人の旭出養護学校では、大企業

の会社から学校工場をここに作っていただきまして、その大企業の部品をその精神薄弱者のみでとどろん作ってまた返すというふうなこともやっております。先般私は精神薄弱者あるいは身体障害者で、生活保護を受けて一生をこに住まれるような方ばかりの方たちの救護施設を見に参りました。ちょうど日曜でございましてけれども、翌朝起きて構内を散歩してみると、もう六時前からコンクリート・ブロックを作る工場で一生懸命に働いている。私は非常に不思議に思いました。しかもみなにこにこして働いている。園長に聞きますと、いや実はね仲野さん、機械が一台しかないの、半日ずつ交代でこの機械を使っているのだ、彼らには金をやうてはいけませんから、働いた量によってパン券をやる、券をやる、そのうするとそれを持って酒保へ行つて、パンを買って食う、ジュースを飲む、それだけが楽しみで、もう朝五時前から仕事をさせてくれといつてきかないのだ、それで午前が終わると午後の者はもう待っている、こういうわけで、知恵のおくれた人々も非常に働く意欲を持っています。やういふわけで、実はこれが最大の彼らの楽しみなのでござい

ます。やはり彼らといいたしまして、人間でありまして、劣等感を除いても、それはうちでございまして、おつても、うちでも劣等感を除けさせん。そのときに何か自分の精神を燃やして、何か働く意欲、このエネルギーを

消耗させる仕事に取つ組んで、しかもそのことが何か世の中のお役に立っているのだというところを知りました。精神薄弱者は、ほんとうに何事も望みません。決して悪いことはいたさないの

でございまして、どうぞ一つこの法律で何とか知恵のおくれた者も、どういう形式でも私はよろしいと思います。ぜひ一つ彼らにも働く喜び、そうして生きる喜びを与えていただいて、しかも社会の一員としてりつぱにおかれお役に立っているのだという自信を与えていただくように、法律なりあるいは政令で、はつきりその中に精神薄弱者を入れていただきたい。これを全国三百万人の精神薄弱者にかかりまして、また五百万人の親たちにかかりまして、私の意見を申し上げると同時に、一つお願いを申し上げた次第でござい

ます。ありがとうございます。(拍手)

○永山委員長 次は、国立身体障害者更生指導所長神田正虎君。

○神田参事 今回身体障害者雇用促進法が提案されましたことは、この身体障害者の更生指導に従事しております一員として、非常にうれしく思っております。このことは身体障害者のためにまことに御同慶のことと思

います。この法案を読みました、非常にけつこうなものだと思ひますが、すでに諸外国におきましては、第一次世界大戦後、こういふふうな法案が出されました、いろいろな問題が起つてお

ります。それはこの雇用の促進方法としまして、この法律による強制雇用の方法と、それから宣伝、啓発によるところの事業主の愛国心あるいは博愛心に訴

えて、自発的に雇用を促進するというこの二つの方法がとられてい

るようでございます。このあたの方はイギリスでやられたのでござい

ますが、このイギリスのその後の状況を聞きますと、単に愛国心だけではなかなか身体障害者は雇用を持っていけない、やはりこれは強制雇用をしなくてはならないことがいわれております。ところがその強制雇用をしきました国でも、これにいろいろ欠陥がございまして、単に雇用主の犠牲と負担において身体障害者を雇うというところは、障害者が冷遇をされるという結果になる。それで、これは障害者がどんなところに配置されたかということが問題でござい

まして、法律ができませんことは、単に雇用する事業主の義務は果たされますが、障害者の福祉が得られたかどうかということが問題になるわけでござい

ます。それで、今度の雇用促進法ができた場合、その雇用促進法というそれだけで切り離しては私にはあまり成功しないのじゃないか。御存じのように、この身体障害者の問題は、単に労働問題だけでは解決いたしませんで、これはいろいろの専門の業務のチーム・ワークによつて初めてうまくいくわけでござい

まして、この身体障害者の雇用を促進する場合、やはり雇用主がその人を雇ったことが非常にプラスになるという

ことも障害者も非常に有利になるということになりませんと、これは永続性がないのじゃないか、こう考えます。そのためには、現在厚生省でもあるいは労働省でもいろいろおとりになつてお

ります。そのための施策がございまして、厚生省には更生指導業務として、全国に四十一カ所の施設がござい

ます。ま

た職業訓練の施設というものは、これは労働者がお持ちになっておりまして、こういうものを通じて身体障害者を未訓練のままでなくて、その人の持つところの潜在能力をフラスコにしていって、そうしてその人の適職において、身体的にあるいは知能的にあるいは精神的の面でも、あらゆる面でもその人を大きくプラスにしまして、そうしてこの選択的な職業あつせんによつていきました場合は、初めてこの雇用促進法というのが成功するのであると、ということがいろいろ考えられるわけでございます。このことは、国連のリハビリテーションのセミナーでも特にそういうことが強調されておるわけでございいます。それで、身体障害者の雇用促進というものを大いにやろうという場合には、その前提として、障害者を、やはり既存の施設、そういうものものを強化して、必ずそういうものを通して社会に出すということが、ほんとうに障害者のためになるのじゃないかと、ということが考えられますので、できるならば、そういうふうな方策をさらに強化をしていただきたい、こう考えるわけでございます。

それから、いろいろこの法案の中に出てきております雇用指数の改善とかか
経費の補助の問題、これは非常にけつ
こうなことでございます。でもやつて
いたがたいと思いますが、さらに障
害者の中で手足を切断している人がた
くさんございますが、こういう方が義
肢というものを持っています。ところがこ
の義肢というものは、今度の戦争によ
りまして非常に進歩いたして参りまし
て、理想的な義肢をつけて、その切断
した障害者を訓練いたしますと、文化

的な職業においてはほとんど健常者と変わらないということがいわれているわけでございます。従いまして、日本ではまだ非常におくれておるわけでございますが、こういう部面の技術を進歩させてこの切斷者に与えますと、今までよりもより以上にその職業能力を向上することができ、言いかえますと、雇用が容易になるということでございます。しかしそのためには、やはり義肢を与えるだけでなく訓練しなければならぬ。訓練をすることが前提でございますが、そういう職場につきました障害者につきましたも、技術は日進月歩いたしておりますので、いろいろなものを支給する場合に、非常に短時間でけっこうでありますから、有給の訓練期間を認めてもらふというふうにいたしますと、これは非常に障害者の福祉が得られますし、そのことは雇用主にも大いにプラスになるというふうに考えられます。

それから先ほどからいろいろ述べられておりますところの重度者の問題でございしますが、私もやはり軽傷者で職域が満たされて、重度者がこのワケ外にはみ出るのじやなかろうかということを心配いたします。もちろんはみ出るような能力しか持たない人もあると思いますが、更生指導の技術とか、あるいは職業訓練の技術、あるいは義肢、あるいは装具、あるいは作業設備が非常に進歩して参りまして、また選択的な職業あつせん業務というのが非常に進歩して参りますと、たとい両足ない人、あるいは両手ない人でも、適職においては健康者とちつとも変わらないような、さほど能率の劣らない

作業ができるということがいわれるわけでございます。われわれもそういう実例をいろいろ持っているわけでございます。こういうことでございますので、能力判定によって、重度者といえども、その適職がある場合には、やはり一般の雇用のワクの中に織り込んで

でいくというふうに御配慮をいただきたいというふうに考えます。産業の形態というものは、原始的な手足を酷使する状態から、機械の管理的な作業、単なる管理的な作業、あるいは非常にこれが分化され、容易になってきているわけでありまして、いろいろなILOなんかの報告を読みますと、身体障害者は必ずしも職業障害にならないということを言っているわけでございまして、われわれもある意味でそれを十分納得できるわけでございまして、むしろそういうふうな方向へ逐次研究を進めまして、しかもわれわれのこういうふうな身体障害者に対する更生指導の

技術、あるいは職業訓練の技術というものを向上していきまして、より身体障害者が幸福になるように、しかもとりつばな地域社会を建設していく堅実な一員として、生の喜びを感じると思えますか、そういうことができるように、いろいろ御配慮をいただきたいと思っています。そういったしまして、この法案が一日も早く成立いたしましたして、施行されるということを切に望みます。

○永山委員長　以上で意見の開陳は終
わりました。

次に参考人に対する質疑を許します。本島百合子君。

○本島委員 参考人のそれぞれの方々からいろいろ有益な御意見が述べられ

たわけでございますが、精神薄弱者の場合は、この間福祉法案を通しますときにいろいろ論議され、経済的な裏づけをしなければいけないのじゃないか、こういう意見が多く出されておりますし、今後もしそういう線に沿って努力されることだと思っております。

その他の方々の御意見のおもな点は、大体重度障害者が雇用のワケからはずされるのじゃないか、この意見が多かったと思うのです。この点につきまして国立身体障害者の更生指導所長さんに伺いますが、身体障害者の場合には職業障害にはならないと言われましたが、この考え方は各委員とも持っているわけです。ただ問題は、訓練所において、それだけ精巧な装具なり、あるいはそれにマッチできるような指導というものは行なわれているだろうか、こういう不安が私たちにあるわけなのですが、その点どうでしょう。

○**神田参考人** 私はこの点は全部が全部重度の障害だとは申しませんが、ただ重度障害によって、あるいは小さなときから病気にかかりましても、正しい学校教育を受けて知能が非常に高いという場合には、たとい両足のない人でも、これは事務的な、あるいは研究的な仕事、そういう仕事には十分耐え得るわけです。たとえば両手のない人でも、これは新しい義手を使いますと、

現在やっておりますことは、ある程度針を持って縫うような仕事だつてでき

ますので、これはただその人の能力を身体的な部面ばかりでなくて、やはり

知能的な部面、いろいろな部面を勘案いたして、それだけの能力を持ってい

ということならば十分だと思えます。ただ、からだは健全でありましても、今までの職業経験がないとか、あるいは学力も非常に低いということになりますと、選び得べき職業の範囲というものは非常に狭いのでございますが、身体障害者対策としては、やはり

これは指導、教育の問題からして、そういうふうな正しい訓練をしていくというふうなことになりますと、将来身体障害者に対する施策が徹底して参りますと、現在も行なわれつつあるわけでありますが、これは身体障害者でもりっぱに健常者に伍してやっていけるということが言えるわけでございませう。われわれの問題は、必ずしも障害が重いから困るというのではなくして、障害がラスX——Xというのはいわゆる知能の問題とかそれがあるわけですが、そういうことが条件がよければ十分働けるというふうに思います。

○本島委員　視察に参つた経験から、

たとえば手のない方にいいあれを与えれば、何でもできるわけですね。そういうものが与えられていないような気がするのです。そういう精巧なものは、国でやる訓練所あるいは施設というようなものについては、特にそういう点で民間がやっていたらむしろ以上の研究があつてしかるべきだ、こう思っているのに、それが非常におくれているように思えてしょうがないの

で、その点がどういうふうになつて
いるか。予算上足りないためにそうい

うところまでやってないのだ、やれて
ないのだということじゃないだろうか

と、こう思うものですから御質問したわけです。

○**神田参考人** 今のことは、これは世界的に非常に新しい仕事でございませう。どんどん進んでいるわけでありませう。ただ私も先ほど申しましたように、おくられている技術を向上していく、そういう更生指導技術、これは国としてはいろいろそういう方策をとりつつあるわけなのであります。たとえは義肢の部面については、外国からそういう専門家を呼んで講習をやるとか、いろいろいたしまして、全国的にそれを広めていきたいということございまして、現在の段階ではある特定の数カ所しかできないのですが、これを早く全国的にそういうものができるようにしていきたい。単に義肢だけの問題ではなく、ほかのいろいろの指導の方法、また技術があるのでありますから、こういうものを早く日本に取り入れて進歩させていきたい、そのことがより重度な障害者をよりたくさん実際の社会に送ることができるといふこととございまして。

○**本島委員** もう一つお尋ねしたいのは、田中豊さんでいらつしやいませうか、私この法案を審議しているときにこういうことを感じるのであります。たとえば民間でも役所でも、一人か二人ばつんと採用された、こういう場合に非常に働かづらいい心理的な面と、それからこの方々の将来の勵ましといふますか、そういう点で欠けているのじやないか。できるならば、同じような系列の方々を、障害度合いの同じよりな方々を多数にお願いできるようなやり方の方がいいんじゃないか、こういうことを感じるのでありますが、今まであなたがおくられて、そういう点はどうか考えておりますか。

○**田中参考人** 今御指摘になりましたことは、私が商売にしておりますようなことでして、きわめて微妙な問題を持つておるわけでありませう。身体障害者ばかりが働けば、その中ではいいチーム・ワークが成り立つかどうか、あるいは身体障害者が、今ここに一人いるところに、ある障害者が入った場合、それがプラスの誘因として働くか、あるいはマイナスの誘因として働いて、かえつてあとから来た人間がはじき出されるとか、あるいはもともとはいろいろなことを私は経験をしておりませうが、身体障害者が、できれば同じようなところで、できるだけ多くの方が働いた方がいいんじゃないか。御指摘の、二人以上の人間が働いた方がいいんじゃないかというふうなことが全般的に言えるかどうかということになりますと、これはそのチームを形成する人たちが、どういう人たちがいるかという点と関係がありまして、一がいにはつきりこうだということとは困難だと思ひます。私の経験によりまして、両手のない人、あるいは脳漿麻痺といわれる人、あるいは脊髄性小児麻痺といわれる人、そういうふうな人たちがチームを組みまして、謄写、筆耕、孔版タイプというふうな仕事をしておるのを、私は過去六年ばかりずつと業務のかたわら、その計画や事業のやり方などについて参画をしておりませうけれども、これらは現在ではからだの不自由でない人もその職域に入つて参りまして、からだの不自由な人と不自由でない人とがちゃんとチームを組んで、それらがそれぞれ自分のからだなり能力なりに適したような役割を

持つて、その謄写、筆耕、孔版タイプのあつた会社組織のようなものを經營しておりますけれども、これらを考へてみまして、それをすつと五、六年私が経験した範囲内では、それらでもやはり入つていつた障害者がはじき出されたり、あるいはもとい人がやめていつたり、いろいろの変遷がありませう。それらを考へるときに、必ずしも何人以上がいいんだというふうなことはならないと思ひますけれども、それらを、先ほど申し上げましたように、身体障害者を指導されるころの安定所の指導官の方が、そういうふうなことについても十分な知識と経験をもちになつていようということが必要だ。私は一緒に仕事をしておりますので、こういうふうな点はこういうふうなことを考へる、あの人の場合はこういうふうにしただらうかというふうな助言をいろいろいたしまして、今まで経験を積んでおりますけれども、それらの人が、先ほど申し上げましたように、どんどんおまわりになる。こういうことじや、私たちは実際に今まで積んできたものがまた御破算になつて、また新しい人ともとの問題を同じように論議しなければならぬというふうなことを繰り返すことになる。そういうふうな、今御指摘になりましたような点からいつてみても、安定所に働く身体障害者係といふものは、先ほど神田先生が言われましたように、多くのチーム・ワークの中で出たいろいろな知識を必要とする。そういうようなことが上肢障害者と下肢障害者が一緒にやつたらうまくいくんじゃないかというふうな簡単なものではない、非常にいろいろの知識経験を必要とするものと

いうことを、一つ身体障害者係といふものがこの法案の中心をなすものだから、御意見の通り、これらの人たちがほんとうにそういう知識を駆使できるようにする、それらがすぐやめてしまわなくする、そういうことがこの法案にぜひないと、あなたのおっしゃつたようなことは、なかなか十分にこなせていけないのではないかと、現在の事情はそういう事情にあるというふうには思ひます。

○**本島委員** そこでもう一つ聞きますが、民間ではなかなか今までの現状からいつて、国井さんからも言われたように、日の当たらない産業で、零細業者の中で多くの人が働いてゐる、今度は日の当たる場所へ何と申してもおつた、これが皆さん方のお願ひであつた。と同時に、この法案の中で私たちが取り上げる場合に考へなければならぬことだと思ひます。そういう場合に、いろいろの障害者があるでしょうが、民間雇用と官公庁で使われる状態をくらんになつて、どちらの方が永続性があるか、また希望はどちらの方が多くあるのか、こういう点での御意見を、どなたからでもよろしゅうございませうから、今までごらんになつて、その経験上から、民間にやつた場合と官公庁で雇つてもらつた場合、永続性の点からいつてどうなんだ、そういう気持があるのかと思ひますから、その点をお聞かせ願ひます。

○**国井参考人** ただいまの本島先生の御質問でございませうが、日本では、先ほど申し上げましたように、主として大事業所ではいろいろと作業も割合によく、それから給与とか待遇とか作業条件も割合に整つております。それから

ら官公庁などにおきまして、もちろんこれは給与も民間のはば大事業所並みでありませうし、身体障害者がいろいろ働ける条件が整つておる。ところが残念ながら民間事業所におきましても、先生御承知のように、従業員が五十人以下のような零細事業所におきましては、賃金が非常に低くて、それから身体障害者を使ひます場合に、そういったふうな小さな事業所では特段な設備の配慮もできませんので、どういたしまして、そういうふうな小さな事業所では、身体障害者が定着しないのでございませう。これはたとえは先ほど例にあげましたような、鉄道弘済会でございませうとかその他の民間でも比較的大きい事業所では、身体障害者職員のために、特別な係なども設けまして、當時いろいろな身体障害者の仕事につきまして、助言しますとか指導いたしますとか、あるいは作業設備の改善とか作業補助具を支給するとか、作業の段取りを考へるとか、こういうふうなことで、そこでは身体障害者があまり苦痛を感じなくて働いておる、こういうふうな状態でございます。残念ながら、民間の零細事業所の場合には、これは身体障害者ばかりではございませうが、非常に定着性が悪いようにわれわれは考へておるのでございませう。そういう点から、今度の政府の法案でも、官公庁やあるいは大事業所に身体障害者の雇用の場を広げようといふふうなお考えのように聞いておりますものから、大体従業員が百人以上の事業所は、たしか一万五千幾らくらいあるように思つておりますので、こういうところならば、割合に行き届いた手が身体障害者に伸べられておりま

すので、ぜひこういつたふうなところ
で安定させていただくようにお願いし
たいと思います。

○永山委員長 五島虎雄君。

○五島委員 きょうは六人の方々から
非常に貴重な参考の意見を聞きまし
て、参考となりました。なお、私たち
この意見によっていろいろなおこの法
律案を審議したいと思っております。
ところが神田さんから説明されました
ように、諸外国の例は強制的に雇用を
促進する国と、それから宣伝的に国民
の愛国心等々に訴えてこれを促進する
方法をとっている国がある、こういう
ようなことですが、この頭を出しまし
た今回の法律案は、何か強制と宣伝
と——強制ではしり抜けであつて、何
か宣伝の方に重点があるような法律案
になっております。そこで六人の方々
が言われましたように、別表のワグが
非常に狭いとか何とかというふうな
意見が出てくるだろうと思つてです。
神田さんが言われましたのは、やはり
強制的な法律案にすればそこには若干
の欠点があるんだ。それは雇用主の義
務と負担を強制するがあまりに、身体
障害者が職場において冷遇される。
従つて障害者を雇つた雇用主が、雇用
主にプラスになるように、あるいは職
場を明るくするようにしていかなく
ばならない。これは全く私たちも同意
であるわけですが。そこで私たちかねて
思ひますのは、できるだけ民間でも
官公庁でも率以上の雇用を促進するた
めには、ことに民間の方に問題がある
んじゃないか。そうすると民間の方に
雇用されれば、民間の雇用主は喜んで
これに協力するような法律の内容にし
ておかなければ、なかなか選々として

実際のに進まないんじゃないかという
ような疑念があります。それで、たと
えば政令で定まつたところの率以上に
雇用を実施していくということについ
ては、たとえば雇用者が百人の事業所
に三〇程度とすれば、たとえば国井さ
んが言われたような一〇〇というこ
とになつても十人ですから、従つて数人
の人を雇い入れるということになりま
したときは、これについて税金の措置
などを考慮していく。そうしてまた能
率の面で普通一般の方たちの賃金と、
それからまた身体障害者の賃金に格差
が生ずるかもしれないというように、
私たちは将来のことについては危惧を
持つてゐるわけですが、それでその点の
格差などについては、一体雇用主に義
務を負わせるのかどうかというふうな
ことなどについて非常に将来を心配し
てゐるものです。しかもなお雇用され
た身体障害者の方たちには、やはり同
等の賃金を与えるということがヒュー
マニスティックであり、それが至当で
あると思つてゐるのです。それで何か雇用
者にプラス、あるいは職場を明朗にし
ていき、そうしてほかの職場の従業員
等々についても非常にあたたい、明
るみを持つて一緒に仕事をしたい、い
かなければ実際の問題として仕事がい
かというふうな問題が現われてきや
しないかと思ひます。そこで私たちは
具体的に、たとえば雇用された人たち
に對するところの賃金の格差等々には
国がこれを一部補助していけば、雇用
主も安心して雇用することができると
じゃないか。それからまたもう一つ
は、国が税金その他の施策で、たとえ
ば五人採用しており、そうして事業税
などについては若干のものを税として

納付しておれば、雇用された分につい
ては減免の措置等が行なわれる、こ
ういうようなことをすれば、雇用主と
しても非常に喜んで協力する要素がそ
こに出てきやしないか、こういうよう
に思ひます。従つて神田さんが、
この雇用主の義務と負担のみを強制す
る欠陥がある、あるいは障害者が冷遇
されるというふうなことを排除さ
れる何か具体的な考えがございましたら
一つお聞かせを願ひたいと思ひま
す。

それから、時間が非常に足りません
から国井さんに簡単に質問しておきた
いと思ひます。この配付された書
類を見ますと、私たちがかねて思つた
に重度の障害者の雇用というものが、
これは一部重度のパークンソン症なん
かを設定するのだと書いてありますけ
れども、なかなか重度の障害者の方た
ちの就職の機会というものは非常に少
ないのじゃないかというふうに常々
思つておるわけですが、ところが、こ
れにかゝる重度の障害者の方たちで、ど
うしても就職できない、就職しなけれ
ば一家をささえられないというふうな
家庭の状況にあるような方たちのため
に、私たちは奥さんをおつて雇用さ
せてはどうか。そうしてここに国井さ
んが示されました通りに、もしも奥さ
んを重度の障害者にかつて雇用をせ
しめるときは、非常に不平等な取り扱
いのようですけれども、〇・五人に換
算するのだ。女だから半分に算するの
だということじゃなくて、一人の重症度
の障害者を雇用するのに、奥さんたち
を雇う場合は二人雇入れられるの
だ、こういうふうに考へて、これは私
たちの考へ方も全く同じなんです。そ

ういうふうなことに政府にかけ
て審議の上から質問して明らかにな
つたことは、この奥さん方を採用する
ということについては、重度の障害者の
方たちが死亡されたら一体そのパーセ
ンテージはどうなるのだというふうな
ことなどが取り扱い非常に困難にな
るから、従つてあまりに技巧過ぎる。
そういうことも政府は考へなければな
らぬ。あまりに技巧過ぎるからやめたのだと
いうふうな答へがありました。しかし
私たちはほんとうに身体障害者の方た
ちに機会均等を与え、そうしてまた家
庭経済を確立せしめていく上において
は、奥さん方たちをこれに代替して、
そうして率等々もそのように考へて、
できるだけ多くの方たちを雇用せしめ
ていく促進法が必要じゃないか、こう
いうふうに思つておるわけですが、こ
れも、政府の考へ方は、あまりにテク
ニック過ぎるのだというふうなことを
言つておられます。従ひまして神田さん
と国井さんにこの点だけお聞きいたし
まして私の質問を終わつておきたいと
思ひます。

○神田参考人 この職場におきまして
能率が低下する、その能率の低下度
に對しては、あるいは障害者を雇うとい
うことについて国で税金を免除する
とか、あるいは何かそれ以外の助成金
を出すというふうなことも一つの考へ方
でございます。それからもう一つは、
身体障害者というものを考へます場合
に、先ほどから私繰り返しましたよう
に、やはり正しい法律的な職業訓練あ
るいは更生指導というものをやりま
す、ある適職においては十分やれる、
非常に不適格な人の数が減つてくる。
しかし非常に能率の低い人は、これは

職業というものをやはり別途に考へな
ければならぬのじゃないか。やはりこ
のマイナスの分を、たとえば庇護授産
所でございませうとか、そういうもの
を作つてやらせていくということを別途
考へないと職業として成り立ちにくい
のじゃないか。作業はできますけれど
も、職業としては成り立たないとい
うことは多分にありますので、そういう
ような一般の勤労者の就職というより
も、むしろ庇護授産的な形で、相当政府
あるいはその他の団体が補助してや
つていくというふうな考へ方がまだある
のじゃないかというふうに私考へてお
ります。

○国井参考人 ただいまの妻の問題で
ございませうが、これは昨年参議院に社
会党から御提案がございまして今回こ
の国会に提案されました身体障害者雇
用促進法案について政府を頼まれたし
ましたあの中にも、はつきりと妻を半
人に換算するといふふうに出ておるま
して、大へん適切であらうと思ひま
す。特に重度の身体障害者の場合に
は、いろいろ手を尽しましたも、なか
な雇用主の機会を得ることが困難で
ございませうので、ぜひこれは法律を修正
していただきますなり、あるいは政
令、省令の中ではつきりとお示しをい
ただきませんと、それでなくとも困難
な重度障害者の雇用は困難だろうと思
ひます。これと関連いたしまして、今
回の政府の別表では非常に範囲を広げ
まして、身体障害者手帳の所持の対象
にならない、すなわち身体障害者福祉
法の保護の対象になりませんような軽
度のものが含まれておるのでございま
す。先生御承知のように、労働基準法
の障害等級といったしますならば、十級

あるいは十一歳のようなごく軽いもの
が含まれておるのであります。先ほど
申し上げましたように、私ども危惧い
たしますのは、せっかく政府の御努力
にもかかわらず、現在では官公庁〇・
七〇、民間〇・七〇というふうな身体
障害者の雇用実績でございしますが、こ
れを今度政府の御努力で一・五〇、あ
るいは一〇に引き上げようというよう
な御意図のように伺っておりますが、
実際に雇用が伸びませんでも、今度非
常に軽度な者まで対象を広げましたた
めに、あるいは来年になりましてこれ
を再計算いたしました、政府が御発表
になります場合には、現在よりも対象
を広げたために、二〇〇となり、三〇〇
なり、雇用人員が増加しておるとい
ふふうなおかしなことになりますので、
それでは各参考人が要望いたしてお
りますように、ほんとうにこの法律を早
天の慈雨のように待つておりまして特
別の保護の必要のある重度が救われま
せんので、妻の問題それから重度障害
者の問題等は、先生方と政府の御努力
でぜひ御解決をお願いいたします。

○永山委員長 河野正君。

○河野(正)委員 時間がございませ
から、一言だけ、この際河野さんに御
質問を申し上げて、御所見を伺って
きたいと思ひます。

河野さんから、主として専門的な立
場から、薄弱者の問題についていろ
ろ御教示いただいたのでありますが、
今日までこのアフター・ケアの問題
で、たとえば結核患者が回復いたしま
すと、その後実社会に出て生産に寄与
するために一つの後保護施設というも
のがございます。あるいは身体障害者
にとりまして、いろいろ後保護施設

ないし授産施設等があつて、いろいろ
更生面に寄与しておる、こういう事実
がございしますことは御承知の通りで
ございます。ところで、まことに残念で
ございますけれども、この精神障害者
ないしは薄弱者につきましては、今日
までそういう更生という場合には、精
神障害者の場合には更生という言葉を
使いますけれども、薄弱者の場合に
は、後天的な場合もございしますけれ
ども、むしろ先天的な場合が多いので
ありますから、更生という言葉は適切で
ないかも知れませんけれども、そう
いう人々が実社会に出て生産に寄与
し、あるいはまた独立生活を送んでい
くという場合に、今日まで社会的な保
護政策というものが非常に薄弱であ
る、そういう点で、先ほどからいろ
ろ河野さんの方からそういう面から
御教示になったと思ひますが、私ども
も全く同意でございします。なるほど意
欲はあるし、それからまた実際それぞ
れの職業についても能力も劣らぬとい
うお話でございましたが、ある職種に
ついてはそのようなことが言えると思
ひます。ところが実際多面にわたるま
ず職種がございしますから、各面にわ
たつて、健康人よりは非常に制限はさ
れておりますけれども、制限された中
でもいろいろな職種が実社会にはある
と思ひます。その場合に、これは非常
に限定されますと、結局雇用の面にお
いて非常に窮乏になりますから、ある
程度幅があつた方がいいということ
は、雇う方の立場からいふと事実だ
と思ひます。そういう場合に、実社会に
出る前にある程度訓練を行なうとい
うことは、当然必要なことだと思ひ
ます。さつき申し上げますように、今日

まで長い間アフター・ケアの問題が論
議されて、その中でも、結核の回復患
者の場合、それから身体障害者の場合
は、それぞれ保護政策が樹立されて、
相当救済されておる。ところが薄弱者
の場合には精神障害者の場合には
何ら見るべきものがない。なるほど養
護施設の中でいろいろ付随的には訓練
されておると思ひますけれども、しか
しもちろんその目的の主たるものは、
やはり基礎教育と申しますか、基礎訓
練ということが主目的でございします
から、従つて実社会に出る職業指導的な
訓練というものはありまして、現在
の制度のもとにおいては従つて立場
をとつておることは御承知の通りで
あります。

そういうことで、非常に意欲もあ
り、またかなり能力もあるけれども、
しかし一方においては、現実面におい
てはやはり欠けている面もある。しか
しながら、私諸外国の例は知りませ
んけれども、たまたま私は南方に参り
まして、精神障害者ないしは薄弱者の
施設が南方にございします。実は私、専
門的な立場からいろいろ検討もし、統
計もとつた実例もございしますが、向
うの方では、施設というものはワーク・
コロニー、集団、聚落という言葉を使
つておるのでありますが、そういう実態
を調査し統計をとりますと、非常に生
産に寄与し得る能力があるということ
が立証されておる。たとえば、南方の
場合は精神障害者も含んでおるので
ございしますが、大体七〇%から八〇%
ぐらい生産に寄与し得るというパー
センテージが出ておる。かなり訓練す
れば相当の能力があるし、ただ雇
用問題については多少能力の点に欠け

るところがあると思ひますけれども、
しかし今日はオートメーションの時代
でありますから、機械的な仕事は非常
に多いと思ひます。ですから、訓練すれば
能力の点において劣ることはないだろ
うということは、お説の通りでありま
す。しかしながら、そういう訓練をす
る機会に恵まれぬ、あるいは訓練する
施設がないというふうなことで、救
得する障害者ないしは薄弱者の人が、結
局そのために日の当たらぬ谷間に生活
しなければならぬというふうなことも
非常に多かろうと思ひます。ところが
が残念なことに、河野さんからいろ
ろ御教示願ひましたけれども、そう
いう強い御意思が今日の政策の面には
十分反映しておらぬように私どもも考
えるわけです。そこで、現在能力がある
というところはわれわれにもわかる、と
ころがそこまですべて到達していない人々が
たくさんおられる、これをやはりその
一線まで引き上げなければならぬ。そ
のためには国が保護政策あるいはまた
施設等によつて一線まで引き上げてい
くという努力が、当然国の責務でやら
ねなければならぬ。ところが、その
辺の実際の政策面における具体策とい
うものが、非常に国において欠けてい
るのではないかと、私どももしみじみ
痛感しておるわけです。そこで、結核
の場合は長い間かかつて、私も実
はアフター・ケア設立の発起人の一人
としてすいぶん運動をやりました。
私は福岡なんです、福岡でも最初に
アフター・ケアができた、そういう
実績もございしますし、その後薄弱者そ
れから精神障害者についても、結核と
同様に、あるいは身体障害者と同様
に、そういう具体的な保護政策が必要

じゃないかということをおもひ強調して
参りましたけれども、まことに残念で
ございします、今日まで実現するに至
らぬというふうなことです。たまたま
本日は河野さんからきかめて適切な御
意見もあつたようでございします。で、
その辺に對してどのような具体的な
考えをもつて政策面に反映しようとい
う御希望なりお考えがあるのか、そ
ういう御所見を十分尊重して、今後と
もそういうことが具体的に政策面に現
われてくるように、私どもも微力では
ございしますけれども努力して参りたい
と思ひます。そういう意味で若干御所
見を承りたい。

○河野参考人 私どもが先ほど申
し上げましたのは、実はこの法律に関
しましては、大体知能指数の高い方で
いい。低い方は、おかげ様で今度皆
様に作つていただきました精神薄弱者
福祉法というものができましたので、大
体十八才までは児童福祉法でいく。そ
れから十八才からは精神薄弱者福祉
法による更生保護なりあるいは保護で
いく。もちろん法律ができたばかり
で、施設はございしません。そこで一応
ゆりかごから墓場までの問題は解決
した。ところが今私が一番政策的に反映
していただきたいという問題は、精神
薄弱者もびんからきりであり、子供
とおとなを含んだ、縦横に割つた国の
一貫した方針がない。ことに文部省の
教育を終わった十五才のあと、野放し
なんです。十五才から十八才までの間
があいり子供は、普通の子供でもそ
うでございしますけれども、このとき
に、めんどろを見ないでいただく何

い。今度精神薄弱者福祉法ができて、その福祉法に基づく援護施設なり施設は、ねらいは十八才と法律で限っているけれども、十五才から十八才までを何と入れてくれとお願いしているのですが、なかなかむずかしい。ここで一番大事なことは、文部省は中学校なら中学校まで教育する。特殊学級の中学を終わった者で、しかも教育可能な、知能程度の高い者は労働省が受け持つんだ。そこで職業訓練法を来年は改正していただきまして、職業訓練法の中に――あれを作り出すときに、特殊訓練所として、身体障害者の訓練所と精神薄弱者の訓練所――これは一緒にしたので、劣等感でだめなんですよ。訓練法のとくに私どももお願いしたのですが、とうとう予算が取れないで、国会の御支持はあつたにしても、大蔵省のあれで飛べなくて、だめなんです。でございいますから、先生のおっしゃいます一番のギャップは、私どもの願つておることは、労働省の職業訓練法に、特殊訓練所として身体障害者のものが国立八カ所ございいます、この中に、精神薄弱者の専門の精神部ともいべき訓練所を作つていただきたい。それから職安と今度の法律によつて雇用促進をしていただきたい。そしてそれは、私は程度の高いものと線を限つていただいていい。その悪い方は厚生省でやる。こ

ういうように、厚生省は、児童局、社会局はこやうやる、文部省はこやうやる、労働省はこやうやるという、この労働省と文部省と厚生省のしかも児童局、社会局――公衆衛生局の精神病のものは別でございいます、そこを、しかも知能縦横の、おとなと子供と、しかも知能

の高い者はどうだ、低い者はどうだという大きな国策の方向をきめていただく。ことにこの法律と関連しての問題は、職業訓練も、程度の高い者は労働省がやるんだ。そうすれば今の売春婦も非常に少なくなるし、犯罪者も非常に減るんじゃないか、こやういうのが私どももお願いでございいます。これが先生のおっしゃつたアフター・ケアに持つていくための一番いい具体的の方

法ではないかと考えておりますので、お答えいたします。

○八木(一男)委員 参考人の皆様方には、お忙しいところ非常に貴重な御意見を聞かしていただきまして、非常に私どももありがたく存ずるものであります。いろいろこれからほかの委員の方と一緒に、これを参考にさせていただいて、問題を進めて参りたいと考えておるわけでございいます。

時間もございませぬし、私自体も時間がございませぬので、まとめてお伺いをいたしますが、黒木さん、国井さんの方からいろいろと總体的な御意見を伺いましたし、それからまた田中さんの方からは、ほんとうに就職の必要な人がこの法律では、はみ出てしまつてできないじゃないかという御意見がございしました。また仲野さんの方からは、精神薄弱者の方々のこの雇用法の対象にせひしてほしいという御意見がございました。そのやうな、非常に政治的な荒っぽい考え方もしれませんけれども、結局雇用の問題にならうかと思ひます。労働省の方では最初において、官公庁で一・五%の雇用にすると、民間で一・三%の雇用にすると、いう計画で進めておられまして、ただし翌年度以降にもっとずつと上げる。

食糧の豊かな国でございまして、虚弱児の生まれるようなことも少ないというやうな状態でありまして、さういふ国じゃない日本としては、さういふ西ドイツとか、そのやうな雇率で考へていかなければ、問題は量的に解決がつかない。さういふ点につきまして、黒木さん、国井さんから――皆さんからお伺いしたいのですけれど、時間もございませぬので、一つ御所見をお伺いしたいと思います。

○黒木参考人 先生の質問される点が私どもの一番懸念しておる点でございまして、法律はできたけれども実効が上らないのじゃ、まるつきり意味がないと考えております。しかしながら、私どもとしては、法律の成立を希望する余り、熱望する余り、非常に消極的な参考意見しか述べなかつたのであります。が、国立指導所の所長さんのお話では、やはり理想論を述べておられるのであります、私ども直接その法律の適用を受ける側から申しますと、政府案は非常にまぬぬるいと考えております。なぜかと申しますと、欧米諸国のように、身体障害者等を白眼視するやうな人たちは一番野蠻人だといふやうな道徳観念を、小さいときから植えつけられた国ですら、十数カ国がほとんど強制雇用という法律を適用しておる。というの、結局さういふ強制的な法律でなければ実効が上らないという、幾多の実績なり事実が立脚して、そのやうな強い法律が作られたんだと私どもは解釈しております。しかるに、相変わらず身体障害者はかたわ者だとか――あるいは法律の字句にもたくさんあります。国民年金法にもございまして、不具廃疾者であると

か、あるいは一般においても、ときどき新聞の投書等に現われますけれども、身体障害者をかたわ者扱いにするというやうな、欧米諸国に比べればさらにさらに身体障害者を蔑視、軽視する国において、いわゆる理想を述べてみたところで始まらない。やはりそれは、より強い、強制的な意味で持つた法律でなければ実効が上らない。これは引き合ひに出しますけれども、先生方専門家であらせられるのでよく御承知でございまして、身体障害者福祉法という法律が昭和二十五年に制定されたけれども、法律というものは名前ばかりであつて、非常に内容が空虚な、弱い法律でございまして、たとえば身体障害者福祉法の二十二条に売店の設置というのがあります。身体障害者等から、その更生をするために、国または地方公共団体の施設において売店を設置したいという願いがあつた場合には、これを設置することを許すやうに努力しなければならぬという規定がありますけれども、ほとんどこれが皆無であります。私どもの方の調査の結果によりますと皆無であるといふことは、法律が努めなければならぬといふことは規定しておつても、努めなかつた場合にどうするといふ、いわゆる法律の拘束力がないために、全然実効はないのです。ですから、さういふやうな法律の拘束力の弱いやうなことがまた今回できたんでは、ヤマブキの花ではありませぬけれども、花ばかりで実がないといふので、私どもとしてはやはり強制雇用的な法律を作つてもらいたいといふことを熱望しております。それから、確かに八木先生の今御指摘の、途中から非常にこの法律案

のワグが拡大された。そのために、労働省が考へておられるような一・五％とか一・三％の雇用でははみ出してしまつて、さらにさらに多数の身体障害者が未就職の者がほり出される、これは当然だと考へております。おそらく労働省あたりで検討された場合においては、身体障害者福祉法の適用を受けておる手帳所持者のうち一六六十二万人が去年の六月—四月でありますか、における手帳の交付者であります。それを基準にして、おそろく労働省では一・五％と一・三％という線を出されたんだと思ひます。ところが、おそろく労働省としても、あるいは厚生省としても、この別表のワグを広げたことによつて、この法律の適用を受けるところの身体障害者がどれだけ拡大していくかという推定数字はお持ち合わせではないと思ひます。これは全然つかめないと思ひます。従つて先ほど参考人の中で田中参事者が申し上げましたけれども、現在就職しておる人が、もうすでに今回の法律がたとへばできた場合においても、その法律で定められた雇用率をはるかに上回る数字を持つようになつてしまつて、そのためにせつかくの法律ができて無意味になつてしまふ。これは当然起り得る事態であります。従ひまして、私どもとしてはやはり法律の实效をあげるために、このワグを強く規制していただきまして、やはり物事には段々というものがございまして、もつとこの法律の実現を早天の慈雨のごとく渴望しておるところの重度の身体障害者——私は片手切斷であります、片手とか片足のない人というものは、ほとんど今日においては就

職できないことは、労働省の統計が明らかにしております。足の場合はそれでもございせんが、手の切斷なんということは、ほとんど就職不可能というのが今日の事情でございます。ところが右手なんて申しますと、きき腕と申しますから、同じ手の中でも左よりはなお率が悪いのであります。片腕切斷の者を採用するよりは指一本ない者を採用した方がよほど得であります。右腕を切斷した者より、左腕の親指の指骨関節から切斷されておれば今回の法律の適用を受けます。それから片方の足の指が全部機能を喪失したつて全然歩くに支障ないのです。これは私ども幾多の実例を知つておりますけれども、足の中でもひざから下、これは下腿と申しますが、下腿の切斷は義足を着用した場合には普通のひと、いろいろな作業能力を比較しましてもほとんど遜色ないのです。ですから、非常にそこに矛盾が生じてくるわけであります。第一にはもう現在の職場に働いておる身体障害者の数を計算してみたところが、はるかに雇用率、身体障害者雇用促進法に規定される採用人員を上回る障害者を雇用しておつたということになり得ますし、さらに新しく雇用する場合に、より軽い人を採用した方が得策でありますから、よほどの深い理解と同情でも身体障害者に持たない限り、やはりより軽い人、より能力の上がる人を採用することになると思ひますので、私どもは非常にこの点を懸念をしております。従ひまして八木先生のおっしゃるような雇用率の問題と同時に、やはり障害の度合いにおいて、たとえば一・五％雇用する場合に、そのうちの何パーセントは一級を雇

う、二級は何パーセント、三級は何パーセントというふうにして——ほんとうは私どもの希望を申し上げれば、この別表なんという複雑煩瑣にわたるような線を新たに設けなくても、現在身体障害者福祉法という法律があるのですから、何のために実際こういう別表なんというものを設けたかと言ひたいところなのです。ですから、こういふことを申し上げておると非常に複雑な政治的な問題を提起しますので、私はあえて申し上げませんが、この別表をこしらへられた陰にはちよつと不明朗なわれわれの推測があります。しかしそれは私はあえてこの機会には申し上げませんけれども、どうか一つ身体障害者雇用促進法の精神が生かされるように、今の雇用率とそれから障害者の等級に応じた採用がなされるように、格別の御配慮を賜りたいということを申し上げたいのであります。

○国井参事 ただいまの先生の雇用率と重度、軽度の問題でございまして、政府は一・五％、あるいは民間の場合には一・三％という非常に低目の率を出しましたことは、大へんわれわれは不満であります。不満でございますが、私はさらに心配いたしますのは、この非常に低い雇用率でも、なかなかこれを達成することが困難であらう、こう考へるのでございまして、それは先ほど申し上げましたように法律の条文がいふ不備である。もう一つは、それに伴ひまして予算が十分でない。それから事務機構が整備されてない。これら三つはたふらぬ心配でございまして、できまづならば社会党が御提案になつておりますように、国におきましては五％、民間におきましては三％を割当

雇用率としていただくようにわれわれは望まないのでございまして、それは漸次そこまで持つていくといたしまして、今の段階ではとりあえず一・五％程度でもやむを得ないと思ひますが、再々申し上げておきますように今のこのしり抜けの、抜け穴だらけの法案では、よほど八木先生その他熱心な先生方が政府を御鞭撻をしておられたかといふ、このように世界に類例のないような非常に低い率でも私は達成が困難であらう。特に別表を非常に範囲を広げましたために、三級以上の者の就職が非常に困難になりまして、名目だけは、形式だけはりつぱであつても中身のなにもなるおそれがある。御参考に申し上げますれば、先生方御存じと存じますが、昭和二十七年以来労働省が努力されて就職登録をやつておりますが、あれの登録人員は七万六千余人でございまして、その中で現在この対象として手帳所持者は約三万七千人、それから就職したてのおりまます者も全部で、手帳を持つておるような軽い者を含めると約五万人近くでございまして、手帳所持者は二万二千人、そういうことから、今度のこの法律が施行されました再計算いたしました、とたんに、新しく雇用されるのではないけれども、今まで雇用されておつたものが再計算されてふえてしまふ。そのためにあまり民間の事業主や政府が努力をされなくても雇用率が達成されたといふふうな妙なことになる。先ほど私が申し上げましたように、新たに官公庁あるいは民間事業所両方合わせると約三十七万五千人くらいが毎年新たに雇入れられますので、この中の一〇％、三万七千人程度は必ずこの三級以上の重度障害者を含めて雇用されますようにお願いしたい。これが達成されました場合に、社会党が御提案になつておりますように官公庁では五％、民間では三％というふうな雇用率を設定するようには、ぜひ一つ政府を御鞭撻願ひまして法律を改正していただくように次の段階で御努力願ひたい、こう思ひます。

○八木(一男)委員 今参考人から伺ひまして、非常にありがたいと思ひます。私どもは重度が一番大事だといふことはもちろん考へておりますけれども、いつて重度の次に位する人も、今の失業状態では、その人は働けるじゃないかと言はれても、前に働いてた職場でそのくらいのけがをしたときには、そのまゝの給料でおそろくずっと働いておられるでしよう。ですから、なかなか就職の困難な状態では、實際は働ける能力に近いものを持つておつても、それを理由にして採用しないというところが起るの、重度に重点を置くけれども、軽度の人もやはり雇用ができないという点を勧告していかねばならないと思ひます。その意味で総ワグをふやすことが大事であらうかと思ひます。それがしり抜けにならないように義務づけることを強力にやらねばならぬといふ考へておるわけですね。

そこでお三人の方にちよつと伺ひたいのですが、今黒木さんが各級別にいろいろのものを考へるべしと言はれ、前に神田参考人が、級だけじゃなしにいろいろとその人の状態に応じたものを考へるべしというふうなことを言われまされたが、これは非常に大事なこ

だと思ひます。そういうふうなこまかい法律や行政措置になるようにしていかねばならぬと思ひますが、一つの考え方として、先ほど国井さんの方から御提案になりました、重度の人を一人雇用した場合に、軽度の人を二人雇用したようにするというようなことも、今の大きな政治上のやり方では、具体的に重度の人をたくさん雇用することを進める一つの道ではないかと思ひます。これは国井さんの御意見でありますから、黒木さんから、できたらその点についてだけの御意見を伺いたいと思ひますのと、それから国井さん、実は今働いて暮らすということが建前でございますけれども、労働能力のない人はやはり所得保障があつて、所得保障によつて暮らしていかなければならないという建前になつてゐるはずなのに、たとえば政府の障害福祉年金は一級しかよこさない。そこで今の田中先生のお話では、二級、三級の人はこういう法律ができて労働戦線からはみ出るといふことになれば、働いても暮らせないし、社会保障でも、あれは一級でも一千五百円で食へませんけれども、その方の手当もできないという穴があるわけでありまして。そういう点についても御意見があらうらしたらいと思ひます。

それから仲野さんに、これは御報告みたいな形になりますが、昨日の社会労働委員会におきまして、精神障害者の方々の問題を身体障害者雇用促進法に入れるべしという質問をいたしましたそのときに、労働省当局もその意味

で考えて推進するといふお話がございました。その点は、非常に御心配になつて御熱心にやつておいでになりましたので、御報告を申し上げておきたいと思ひますけれども、なおこれはいろいろ先があると思ひますので、御熱心に御運動を御推進になつて心配なさつておられる子弟の方が、いい生活になられるように御運動を進めていただきたい。

○黒木参考人 重度の障害者の雇用をより促進するために、軽度の障害者も含めて採用するように働きかけたらどうかという御質問でございますけれども、まことに私も賛成でございますけれども、軽度の障害者も私どもとしてはやはり採用していただきたい。しかしながら私が懸念いたしましたのは、軽度の人ばかりを優先的に雇用することによつて、重度の人が取り残されるのではないかとということでありまして、やはり重度も軽度もすべてを含めて合理的に採用されるように、先生のおっしゃる通りに、重度の人を一人採用される場合に、軽度の人二人につけるといふようなやり方は非常に合理的だと思ひますし、そういうことは採用する方も採用される方も喜びますので、非常にけっこうだと思ひます。

○国井参考人 私は先年来社会保障あるいはその関係の問題について、朝日新聞あるいは社会福祉協議会、大学あるいは市役所、身体障害者団体その他の主催で全国各地で講演いたしておられますが、その際いつも聴衆から強く訴えられますのは、国民年金の矛盾でございます。これは本日の議題のこの雇用促進法の深い関係がございまして、ただいま八木先生から大へん適切

な御質問をいただきました。ありがとうございます。先ほどの重度の障害者の場合にも、この三級あるいは四級程度の右腕がないとかあるいは足を大腿部から失つたといふような、労働能力が相当程度損傷されておられて、雇用の場に入ることが困難だ、あるいは雇用されましてもいろいろ賃金の上で不利なものがある、こういったものが、もし社会党が昨年御提案になつたあの法律が成立して、三級なり四級程度の者が障害福祉年金を受けているといたしますならば、だいたいこの雇用の問題も私は改善されてよいと思ひます。また雇用されましてもその者の生活が豊かになる。残念ながら政府で成立いたしましたのは、身体障害者福祉法の一級程度に上げられて非常にきつたのでございます。私はできますならば、身体障害者福祉法の三級あるいは四級程度まで、金額は多少今の額より少なくとも、支給されることによりまして、この雇用の場に身体障害者がつかまつた場合に、これが一つの国がいたします形を変えました賃金補給あるいは賃金に對します社会的な配慮にもなる、こう考えるのでございます。

それから特にこの問題とも深く関連いたしますが、この身体障害者の問題では、とかく外形上に現われました目の障害、手の障害、こういったものに一般の御配慮が非常に厚いのでございしますが、精神障害の問題でございしますとか、胸腹部臓器、内臓の障害、これなどは今回の法案におきましてもきわめて軽く扱われている。しかしこれからこれを進めます場合には、来年の国民年金法の改正のときには、年金の最高権威であられます先生の御高配によ

りまして、ぜひ内部障害につきましても障害福祉年金が支給されますように、格別の御努力を賜りたい。そうすることによつて今度成立する雇用法と所得保障とが補充し合ひまして、総合的に運営されると存じますので、ぜひ一つ先生、あるいはこういったふうな障害者の問題には永山委員長は実に御熱心で、私尊敬いたしておりますが、よろしくどうぞ御高配をお願いしたいと思います。

○永山委員長 これにて参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。今日は長時間にわたり、種々貴重な御意見を述べ下さいまして、ありがとうございます。

午後二時まで休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時二十四分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

身体障害者雇用促進法案を議題として質疑を許します。白井莊一君。

○白井委員 ただいま議題となつておりますこの身体障害者雇用促進法案が今度提出せられましたことは、かねて国民からも希望されていた法案でありますし、非常に一大進歩といひますか、収獲であるといふふうに考えるのであります。この点につきましては、一大進歩であることはまことに御同慶にたえませんが、私は、同僚委員の方の一応当委員会における議事録等も拝見いたしまして、從つて、そういう点については極力問題を重複を避けまして、簡単に一つ、二、三の点についてお伺ひしたいのであります。今申し上げたように、この法案は非常に

けつこうな法案で、おくれはせながらこれが今度提出せられたといふことは喜ばしいのであります。ただ、この委員会の質疑を通じて、また本日前中の参考人の六人の方の御意見をいろいろ伺つても、相違はまだものの足りないといひますか、不備といひか、そういう点があるように思われるのであります。これらの点は今後実施の運営の面でも是正せられるであらうし、またさらに実施した上で不備な点があれば、いずれそういう問題点は改正せられるかと思ひますのでありますけれども、しかし、せっかく法案が提出せられた際でありまして、問題点についてはできるだけ明らかにしておく方がよろからう、こう考えまして質問を申し上げる次第であります。従ひまして、多少重複する点があつても存じましたら、御容赦をいただきたいと存じます。

その一点は、きよりの参考人のいろいろ御意見にもあつたのですが、重度の障害者でございします。身体障害者の重い方の雇用について、はたしてこの法案では十分な効果が上げられるかどうか、こういう問題点が一つあるのであります。軽度の者の方を、雇用する側としては、雇用しがちになりはしないか、こういう点を指摘せられたのであります。これに對しまして、政府当局の御意見はいかがでございしますか、これは局長さんでけっこうでございますから……。

○堀政府委員 この法律が成立いたしました、これを実施いたします晩におきまして、この別表に掲げております障害者の中には、御指摘のように重度の者もあつたりますし、軽度の者もあ

によるとこの種の社会立法的な法案のうちでは最も成功した法案ではあるけれども、使用者の非常な理解と協力があつてできた、こういうふうに聞いておるのであります。従つてよほどそ

いふ点を理解を求めなくてはならぬ。考へるのです。そういふ点については十分お考えだと思ひますが、何か特殊な週間とか、そういうような世間によほど訴へるようなことが必要だと思ひますが、この点いかがでしょう。

○松野国務大臣 白井委員の御指摘の

びたが自民党及び社会党両党から——身体障害者問題は多年研究されておるものでありまして、なかなかその成案を得なかった。成案を得なかったのは、その法律案自身よりも受け入れ態勢の方に問題があったと私は存じております。

各界と打ち合わせをいたしました、ど
うやらこの辺ならば実行可能だとい
う意味で、実効面からしますこの法案の作
成を行なったわけであります。法案が
けならはもついろいろな御議論が出
ましようが、実効の上がらない法案で

いという意味で、いろいろ研究したのはそこに一番苦労いたしました。なまな後は身体障害者の雇用に対する国民すべての理解という意味で、やはりいろいろなものについては国民運動、あるいは国民週間、身体障害者雇用促進の

解の上にやつて参りたい。そういふことも、一つの考へとして今回行なうつもりであります。

なお身体障害者の雇用ですが、はたして重度の方がそういう雇用に進めるか。今までは、実は法的規制がありませんから、非常に御苦勞なさいました。が、今回の法律ができれば、業種を指定しますと、その業種に關しては、いやでもおつても重度の方を雇用する、こういうふうに法律規制がありますと、雇う方も、その職には重度の方と最初からきめておきますので、ある意味においては、あけておかなければならぬという点で進みます。それだけでは確かに促進になるのではなからうか。といつて、九十萬の者が一度にはなかなか参りませんけれども、今までよりもいすがある程度、これは重度の身体障害者の仕事だといふものがきまると、そこだけは促進がはかられる。従つて、あとは職種の指定と比率が今後の問題になりますので、審議会にはかりまして、職種とその比率を考へて参りたいといふことで、数の九十六萬を一度にはできませんけれども、重度の方の就職確保だけは十分できる、私たちはこういう思想のもとに、今回の法律を提案したわけでありま

す。

○白井委員 今何うと云うところによつても、一応官公庁方面と民間とは多少比重を變えておられますが、ただしかし〇・二%の比率で、官公庁がはたして民間側の雇用率に対していかどうかといふ点は、私は問題があらうと思ふのです。官公庁方面の仕事では、身体障害者に適するようない仕事の種類が相当多いはずである。ドイツあたりでも、官公庁等の職員総数に対して一〇%、それから一般の民間においては八%置いている。従いまして、実施の

面においてそういう点も將來十分考へていただきたい。それは一応目標でございまして、やはり公の方面で、そういう点の実施を十分していただきたいといふことと、それからもう一つ、鉄道弘済会などでは、鉄道で身体障害を受けた人は優先的に雇つておられますが、私はこの点官公庁方面でも、たとえばいろいろの売店とか、そういう係系というが、外郭団体的な方面でも使つた余地があるのではないかと、思ふので、これもやはり、一応官公庁に準じてやつていただくことがいいのではないかと。ことに売店等を新しく設けるとかいうような場合には、これは一つの権利みたいなものですが、少なくとも官公庁においても負傷したとか、そういう方面はもちろんでありますが、一般の方面でも、一つ優先的にそういうことをしていただきたいといふふうに考へるのでありますが、これらについて、もし御意見があれば伺いたい。

○松野國務大臣 ただいまの御意見のように、もちろん官公庁といふのは、一応かたい意味で一・五という最低数をしほりましたが、これに付随する組合とか、あるいは共済組合とかいふものについては、民間ではございしますが、やはり官公庁並みの程度まで私どもの方は希望したい。従つて、一応民間でも一・三でいいといふのはありません。一・三を最低限にして、そういうところは一・五まで、官公庁並みの雇用計画を作つていただきたいといふ気持ちでこれを運用したいと考えております。

○白井委員 それから今度の法案によると、身体障害の原因にかんがわ

らず同等に扱っている。この点は、一見公平なものであるけれども、また深く内容を検討すると、必ずしも社会的な公平といふことに合致しているかどうかといふ点に私は疑問を持つのであります。というのは、同じ身体障害でありますとも、国家並びに国民にほんとうに奉仕してがをした。その一番いい例は、たとえば戦争で召集せられてそれで負傷したとか、そういう戦争犠牲者といふか、あるいは消防とか警察官、これらは一つの職業ではありますけれども、やはり公に奉仕して負傷せられた者と、そのほかの、種々な例を言へば、酔つぱらつて自動車運転してがをしたとか、身体障害になつたといふ、むしろ罪惡によつて障害を受けた者とが、同じに取り扱われるといふことは、私は必ずしも社会的な正義感といふか、公平といふものの真の意味に合致しないじやないか、こう考へるのでありますが、何かその点で、この法案実施において考へてあるのでしょうか、ちよつとお伺いいたします。

○松野國務大臣 白井委員のおっしゃることはよくわかるのでありますが、一応職安法では、いろいろな差別をしてはならないといふふうな原理原則はございします。しかし、病状の内容を見ますと、軍人の公務上障害の方が約九萬人、それから産業上の災害者が九萬三千人、疾病の方が四十五萬人といふふうな比率が一応今日出ておりますので、私たちも、職安法上は差別をすることはできませんけれども、しかしその内容とか、その方法とかいふことに關しましては、今回特に、福祉法には入らなくても、傷殘軍人の方は、傷殘

軍人という証明があつた場合には、その手帳をもつて今回のこの措置に當てはまるというふうにワクを広げたことは、御趣旨のようない精神でございします。ただその紹介について特に差別をするといふことは、実は職安法でできませんけれども、しかし私たちが、やはりそういうことは一つの資料として、行政上においてはあつたから考へられるという、幅を持つて運用して参りたいと考へます。一応法律上は、一一般に障害者は、身分その他の理由によつて差別してはならないという規定がございしますので、その原理を守りながら、気持は御趣旨のようない運用をして参りたいと思ひます。その一つの現われとして、傷殘軍人に關しては、福祉法のワクに入らない軽度の方でも、その手帳において今回の措置に當てはめるといふことは明らかにしておきます。

○白井委員 職安法にその規定されていふことは、一つは憲法第十四条に、「すべて國民は、法の下に平等であつて、同一のところに於ておる」と思ひます。さらにその内容として、「人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない」とあります。あるいはほかのあれかもしれませんが、もしこういう点から考へておるとすると、今言つたやうな、社會公共のために負傷した者は、特別に運用の面でも相当考慮しないと、要するに正直者がばかを見るということになつたのでは、ますますガリガリの人間ばかりふえてしまつて、御身大事といふことで、公に奉仕するといふ精神がなくなると思ひますので、一つそ

ういふ点も十分考へていただきたいといふことを申し上げるわけでありま

それからもう一つ、この法案に關連いたしましたちよつとお伺ひいたしましたのでありますが、この法案には直接のあらはなないかもしれせん。しかしながらこの算定の率等考慮していい一つの問題は、今申し上げたやうな、やはり公に奉仕したといふ者の家族でございします。これについては、委員の皆さんからも御質問があつたやうで、あまり重度の負傷者過ぎて、奥さんがかわりに働きに出る者に対するいろいろ考慮とか、あるいはまた未亡人に対する考慮の問題の一応質疑、御議論があつたやうであります。やはり戦争の犠牲者の遺族に対する、遺族の未亡人等に対しても相当考慮をしなければならぬ。そこで、これも私はドイツの立法例でちよつと見たのでありますが、民間の会社、団体なりあるいは官公庁の職員の中に、もし戦争の遺見とあるいは未亡人といふやうなものが雇はれてゐるときには、その基礎の職員の中から除くといふやうな例になつておるやうであります。これなども、一つは、やはりそういう人をできるだけ各会社で優先的に雇用することが望ましいといふ精神からいふやうな立法があると思ひます。ですから政令等で定める際に、こゝういふやうなことも、やはりひとりに限らずにやらせられども、ほかのこれに類するやうなもの、あるいはある程度雇つていて、いわゆる社會に奉仕した者の遺見なり家族といふもの、特に未亡人等についてはできるだけ優先的に就職の機会を与えたいといふ、こゝういふ精神は私はやはりあつてしかるべきだと思ひますが、

何らかの点についてお考えなり
何なりあるのでございましょうか。そ
れをお伺いいたします。

○松野国務大臣 実は先ほど憲法をお
読みになりましたその条項が職業安定
法の第三条にほとんど入っておりま
す。ただ職業安定法にも少し具体的
に出ておりますのは、従前の職業等
理由として職業紹介、職業指導につ
いて差別的取り扱いをすることができ
ない、ここが少し、従前の職業とい
うのが、憲法の人種、国籍、信条、性別、
社会的身分のほかに、職業安定法には
それが一つ入っておりますわけであ
ります。従って旧職業法によって差別を
つけるというわけには法律上はできま
せん。ただし職業法に見ますと、
軍人にはやはりそれ相当の恩給制度と
いうものが今日でも実施されていると
いうのが今日の立場から考えますと、こ
ういふ条項があるにいたしても、おの
ずからその中において国が恩給を払
ておるといふその性質から見ると、
ば、あらゆる国家機関というものがそ
の対策に非常な関心を持つことは当然
なことじゃなかろうか、こう考えまし
て、私の方も、実は行政上の指令とか
指示とか、あるいは要るときにはそ
ういふものを含ませながらやって参
ります。法律上は、憲法上、職業
安定法上にそういう文句を書くことは
なかなかむづかしいのではなかろう
か。しかしおのずからそういう気が
各方面に浸透するのは当然ではなか
ろうかという気がします。やはり未亡
の方というのが六十才以下が二百七
十万おられます。その中でやはり主
たる家計の担当者という方が百三十五
万、この中で仕事をしたいという方が

七十三万という統計が出ております。
従って七十三万の未亡人の方が特に仕
事をしたいという希望とまたそういう
立場におられる方でありまして、私
たちは一々前職業法によって差別はいた
しませんけれども、やはりそれにはそ
れ相当な立場もございまして、職業
紹介等においてはその緊急の度合と申
しますか、必要な方面を促進しながら
私や参りたという気持は今日行
政上持っております。

○白井委員 ただいま職業安定法の前
職業法によっての差別はしない、これは
当然かと思うのですが、ただ私の申し
上げるのは、たとえば軍人でも、い
ゆる職業軍人と申しますか、そういう
あれは職業としての軍人ですが、しか
し赤紙一枚で召されたのは職業とし
て出征したのではなくて、国の要請に
従って好むと好まざるにかかわらず
強制的に召集された。従ってこれは
戦ったとしても職業としての任務では
なくて、もちろん国民としての義務で
なく、その点では、その点では非常
に違ふ。そういう点で私は召集せられ
た兵、たといそれが昇進して将校にな
ろうとも、これはやはり職業として考
えるという点については、いささか異
論があります。しかし實際運用の面
ではそういうふうにお考えのようであ
ります。その点では一つ誤解のない
ように、もし私の考えが違えば御訂正
いただいてもけっこうですけれども、
そういう意味で、やはり傷病軍人とい
うようなものについても優先的に考
えていいのじゃないか。もちろん戦後
におきましては、たとい召せられた者
も何か戦争の責任者だといふふうに考
えられた面があって、占領中は恩給等

も一時停止せられた、こういう占領政
策はあったのですが、今日においては
私はその考えは、少なくとも召集せら
れた者においてはそういうことはない
と思ひますので、その点を申し上げ
るのです。従ひましてその見地に立ち
まして、昭和二十九年十二月三日当
院労働委員会及び内閣委員会にお
いて、全委員の賛成を得て決議がさ
れております。その決議は戦没者の遺
児、未亡人の就職あっせんに関しては、現
下の情勢にかんがみ特別な考慮を払
い、優先雇用の実現につき有効なる措
置を講ぜられたい、こういう内容の決
議がされております。この決議に基づ
いていろいろ政府でもそれぞれ何か措
置を講ぜられたらと思うのですが、特
にこういう措置を講じたということが
ございましたら一つお伺いしたいと思
ひます。

○松野国務大臣 昭和二十九年の決議
に従ひまして、その趣旨に沿ってあ
ゆる行政指導をいたして参りました。
その結果でございますが、昭和三十
三年の三月の卒業生の中のいわゆる就職
率を見ますと、中学校卒業の遺児、
片親のない方が九九・七、高等学校卒
業の方が九九・七、非常に高度な就職
率を三十三三年三月には示しておられ
ます。やはりこれは当委員会の決議の趣
旨というものが国民に理解され、また
私の方の職業紹介その他につきまして
も、これを徹底いたしました結果、私
はこういふ非常に上昇的なカーブが出
たのじゃないか、こう考えている
のです。この問題はある程度焦眉を開
いておられますが、ただときどき問題に
なりますのは、金融機関等において片
親、遺児のために就職が非常に不利に

なつたという例をたびたび散見するの
であります。そういうことは実は非常
に困つたことで、結局要するに保証の
問題だということでありますので、各
府県及び知事の御協力を得まして、知
事が主として親がわりになって就職を
させるというところがたいぶふえて参
りまして、その結果はつづつその問題
も解消しておりますが、まだ目立ちま
すのは、局部的な産業によつては遺
児、片親が職業に非常に差別をつけら
れるというところは、これは非常に遺憾
なことだと存じまして、私も労働省
も、各府県知事にもそれを依頼しまし
て、なるべくそういう不遇な立場に置
かないようにということを今心配して
おります。一般的にはだんだんそうい
うものの弊害というものはなくなつて
参りましたけれども、まだ全部がなく
なつたというわけには実は参っており
ません。未亡人の方につきましては、
先ほどの統計から見ても相当な数
がございまして、労働省でも職業紹
介というものを特別に全国で数カ所設
置をいたしております。ことに内職相
談につきましては、全国の十六カ所
内職相談をしてありますが、これは非
常に進んでおります。また、この内職
中の細部になりますと、待遇と賃金の
問題が実はなかなか議論が出来ます
ので、今回これにあわせて家内労働
の保護法を改定いたしました。ただいま
調査員を委嘱しまして、昨年の十一月
から発足して、もう数回の会合を熱
心に開いていただいておりますので、
今年中には家内労働に対する保護法を
私たちは設置いたしたい。そうすれば
内職の加工賃、待遇という問題が非常
に明らかに。今日、内職の方は、

未亡人につきましては相当進んでおり
ます。ただその待遇と加工賃の問題が
まだ残っておりますので、これはやは
りある程度家内労働の保護という立場
から政府で保護法を作つて加工賃、衛
生という面で保護をしなければ、な
かなか今日の実情はむづかしいのじや
なかろうか。就職の数だけは相当——こ
ういふ労働省の施策に応じて今日の産
業では相当重要な、実は生産、輸出の
役割をされているのですから、なおこ
の上に賃と内容を充実して参りたいと
いうので、目下鋭意調査を急いでいた
だいて、年内には答申が出来ますので、
今年中には立法という方向に私どもは
進んで参りたい、こう考えております。

○白井委員 ただいま大臣の、遺児や
未亡人についてのかつての当委員会
の決議に基づいて政府等でもいろいろ
そういう方面の勸奨といふことが、行政
指導で相当効果を上げていっているとい
うことは、数字的にも就職率にお
いて出てきているからお話でござ
います。その点はまことにけっこうで
ありますが、なお、今大臣のお話のよ
うに、以前よりはこれは非常にな
なつたのですが、やはり大きな銀行と
か、大きな会社、一流の東京のデパ
ートあたりではまだ何かそんなような
表面には出ませんが、実際、日本連
合会や調べた資料を拝見しても、茨城
県においては東京電力とか、一流のデ
パートなんかにはそういうような形跡が
あったとか、あるいは岡山あたりでも
銀行でそういう実例があるというよう
なことを聞いております。ただそれ
は、やはり片親がないと財政的にも恵

險との間にはかなり大きい隔たりがあったと思ふのであります。ことに船員保険におきましては、船員保険法の三十一條あるいは四十條というふうな条文があるにもかかわらず、船員の職務上の傷病の場合に、職務外の傷病と同様に三年の療養期間が経過すると療養給付が打ち切られておる、こういう状態にあるのであります。これが今回の改正によって改められることは当然のことであると思ふ。特に三十年の七月に、けい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法が陸上労働者には制定された。しかるに船員法に關しましては、何らこれに相当する法の改正が行なわれてない、ここに非常に大きな格差があつたと思ふのであります。これらの中におきまして、特別にこの外傷性脊髄障害の問題であります。この障害はまことに治癒しがたいものであり、そのために非常に悲惨なる療養生活を、さらにそれが家族にまで及んでおるといふ状態も今日まで種々見られておるのであります。

そこで、まず第一番に、三十年七月に陸上労働者に關してはこの法が制定された。その療養が非常に有利な立場に置かれたのに対して、船員におきましてはこれが今日まで改正されなかつた。なぜ改正されなかつたのか、その理由についてお尋ねいたしたいと思ふ。

○本府政府委員 便宜私からお答えいたします。御承知のように、陸上の労働者に対しては三十年及び三十三年で、けい肺及び外傷性脊髄障害に關する特別の保護立法なりあるは臨時措置法ができて、それぞれ手当を受けおるわけでありまして、船員につきま

しては、けい肺は大体ございせんが、外傷性脊髄障害はございせん。たゞ、その数が非常にわずかなものでございまして、それから、そういう人たちは、大抵現在の法律におきましても、療養給付期間三年間というものを経過した後においては、ほとんどの人が第一級の障害年金を受けておるといふこととございまして、そのほかに、船員保険の福祉施設費においてその人たちの治療費を負担するという制度にいたして今日まで至つておるわけでありまして、私どもも、一応はそういうことで参つておりますが、船員保険の方と陸上の方との手当に若干の差はあるといふこととありますので、これは何とかしなければいけませんと思つておりました。が、今回よりやくその機会が参つた、従来の経緯はそういうことでございまして、その辺を一つ御了承いただきたいと思います。

○内海(清)委員 これが陸上労働者の場合と同時に改正されなかつた理由をいろいろおあげになりましたが、今日これが改正されるという事は、すでにそのときに改正の必要があつたのだと思ふのです。でありますから、今おあげになりましたいろいろな理由といふものは、私はその決定的な理由ではないと思ふ。船員保険といふのは特別な総合保険といふふうなことになるので、他の理由がもつたから重ねてお伺いをいたしたい。

○本府政府委員 特に申し上げるほどのものもございせん。今お話のように総合保険であるといふことのためにかへつて特別なやうな手当をするといふことにつきましてはお検討しな

ければならぬ問題がある。その辺のこととありまして、この点はそういうやうな程度でございまして。

○内海(清)委員 他に特別なものがないうこととございまして、これは従来厚生省におきましてもこの船員保険に關しましては、これはこの問題ではございせんが、標準報酬の問題にしても二十六国会で附帯決議が行なわれておるのに、これが今日なお実施されてない、改善されてないといふふうなことがございまして、これらを考へますときに、政府としてのこれを見現いたします熱意と申しますか、あるいはまたそれに対する実行力と申しますか、そういうふうなもの欠除が見られたのじゃないかといふふうに思ふのであります。この問題につきましては、今回改正されましたので、この程度にいたしたいと思ひます。

それでは次にお伺ひいたしたいと思ひますのは、この三十年に陸上労働者に対する法が制定された。ところが船員にはこれがなされなかつたといふのであります。その陸上労働者に対する法が制定されてから今日まで、船員の中でせき損患者が何人ぐらゐるか、あるいはまた現在何名ぐらゐるか、一つお知らせいたしたい。

○戸沢説明員 今度の法改正をいたすにつぎまして、過去の実績を調べた結果について申し上げまして、調べた結果を申し上げます。過去何力年間における障害手当金ないし障害年金を受けおる者につきまして、それが病氣にどういふ種類の者が、またどのくらい期間経過後にそういう手当金ないし年金に切りかえられたかといふようなことを調べたものがございまして、つまり従来の制度ですと、三年たちますれば、そこでなおらうとなおるまいと廢疾認定をされて、障害手当金ないし年金に切りかえられるわけとございまして、そういう三年の期間経過後に廢疾認定されて障害手当金ないし障害年金に切りかえられた者がどのくらいあるかといふことを調べてみたわけとございまして、そうしますと、病氣別に見ますと、やはり脊髄損傷による障害患者が一番多いとございまして、脊髄損傷患者で障害年金を受けておる者について、その三年を経過したときにおいて年金に切りかえられた者を調べますと、全部で十九名とございまして、申し落としました。これは昭和二十九年から三十三年までの五力年間の調査でございまして、十九名とございまして、それを障害年金の等級別に見ますと、一番重い一等級の者が十名とございまして、あと二等級ないし六等級といふ程度のものでございまして。

○戸沢説明員 それではございせんが、二十九年から三十三年までの五力年間において障害年金を受けておつた脊髄損傷患者が十九名でありまして、そのうち船員保険の福祉施設費で保護されておつた者が五名といふわけとございまして。と申しますのは十九名おりますけれども、陸上の特別保護法で保護いたします病状の程度に該当する者は第一級の者だけでございまして、これが十九名のうち十名とございまして、そのうちさらに半分が大体まだ治療の余地があるといふところで、福祉施設費で見つたわけとございまして。あとのは治療の余地がない者はばかりとはいへないかもしれませんが、比較的程度の軽い者あるいは自宅で療養してゐる者といふやうなことになるのじゃないか、かように考へております。

○内海(清)委員 そうすると、端的にお尋ねをいたしまして、二十九年から三十三年までの五力年間におけるこれだけの人数の中で、治療している者は何名とございまして。

○戸沢説明員 治療と申しますか、現行では三年経過いたしましたれば、その時期における廢疾の状態によつて認定をして、障害年金に切りかえるわけとございまして、この十九名のうちどれだけの者がまだ治療せずに療養の可能性能があるかといふことははっきりいたしておりませんが、ともかく一番重たい者の中でまだ治療の可能性があると申す者については福祉施設費で見つたわけでありまして、その者が五名おるといふことになっております。

○内海(清)委員 そりいたしますと、

その点はなかなか判然いたしません、いすれにしても、一応年金をもらつておられるけれども、十分な治療をすれば今日よりもある程度の健康な方向にいくという人がこの中にはかなりあるのではないかと。ところが今まで船員については全く労災病院あたりに入院できなかった。これらの治療に對する労災病院のこの施設というものは非常に今まで完備しておつた。ところがそれが入院できないために、今日なお非常にその病に呻吟しておるといふ人があると思ふのです。これらにつきましては今日の法の改正によりまして、十分な治療ができることと考へるのであります。これは今日までよりも非常な進歩であると思ひますが、今度これらは一十分厚生当局においてお考へいただいて、今までワケ外に置かれて病に苦しんだ人も、この際少しでも救うように十分なる御配慮が願ひたい。

それでは次に一つお尋ねしてみたいと思ひますことは、ただいまのお話によりまして、陸上労働者に対する三十年の法の制定以来、船員に關しては三年で打ち切られておる。ところがそれでお治療してない者が、私どもの調査によりましてかなりあるわけですね。それが今どういふふうな状態で療養に當つておるか。このことも今日の法改正等によりましていろいろ御調査にもなつておると思ひますが、一つその実情をお知らせいただきたい。

○戸沢説明員 そりいう三年たつても治療しないままに年金に切りかえられた者がどのくらいあり、かつそりいう患者がどういふ状態にあるかといふことを全部について精細に知ることには困難でございますが、職務上のさういふ傷病患者について分類的に見ますと、やはり何といつても一番多いのはせき損患者で、その次は潜水病でございまして、そのあとはけがによる患者が多いわけでございます。それでさういふけがによる患者といふものは、ある一定の時期に達すれば一応の回復状態に固定するものが大部分でございますが……。

○内海(清)委員 せき損患者について

○戸沢説明員 せき損患者についてみると、確かにまだ治療の可能性があり、治療すれば若干は回復する見込みがあるといふものもある程度あることは事実のようでございまして、さういふ人が従来整形外科病院あるいは一般の公立病院等に入つて、福祉施設費によつて治療を受けておつたわけでございます。しかしお話しのとおり、労災病院におけるようなそのための特殊なベッド等を用意して、特別の治療、看護が行なわれておるといふものに比べますれば、あるいは至らないものがあるわけでございます。それで今回の改正によりまして、今度は療養給付としてはつきりと、公然と治療を受けることができることになつたわけでございますが、労災病院を初めとして、実情に沿つた十分なる看護を施していきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○内海(清)委員 ただいまの御答弁によりまして、どうもはつきりいたしません、少なくとも今回法を改正するにあたりましては、さういふふうな基礎的な、かなり詳しい調査が行なわれておらなければならぬと思ふのであります。私どもの承知しておる範囲にきまして、これは家庭までがかなり悲惨な状況に至つておるものもあるのであります。この障害年金あたりをもらつて——いろいろ他の方の援助もありまして、さういふことで治療して、なかなかおるような状態ではないのです。これはすでに御承知だと思ふ。このせき損患者の状態こそ真に——患者はもちろんでありますけれども、家族も日々苦しみでございまして、今申し上げてもどうかと存じますけれども、今後これらに對する十分なる配慮が望ましいと思ふのであります。このせき損患者に對する問題は、私は人道上の大きな問題だと思ふ。今までは法が改正されておらなかつたので、船員に關してはさういふを得ないといふやうな状態ではありましたが、それだけに人道から考へれば、それだけでは済まされぬ問題もあるのじゃないかといふふうな気持もいたします。従つて今後は、今年金を受けておられます者も、この法の改正によつて救済の道が生まれてくるわけでありまして、しかしすでに三十年の七月に陸上労働者の法が制定されてから今日まで、陸上労働者は療養の上で大きな恩恵を受けておるのであるが、船員に關しては何ら受けていない、これに關しましては政府の行政措置においても何か特別のものが考へられないだろうか、その期間におきまして——補償と

言つては言葉が悪いかもしれませんが、何かこれに對するあたたかい配慮ができないものだろうかといふふうに考へるのですが、その点に對する御意見を一つ伺ひたい。

○太宰府政府委員 先ほど来お答え申し上げましたように、従来さういふ人たちは障害年金の一般のものが大体いつておると思ひます。また療養の方につきましても福祉施設においてやりますと若干落ちる点があるかと思ひますが、これは一般の患者並みのものはいたしておるわけでありまして、それ自体につきましては、さういふことについては、今回改正になりましてさういふ面も十分考慮して参りたいと思ふのでございまして、極力その福祉施設費でもって療養いたして今日まで来たやうな実情でございまして、今日からさかのぼつてその人たちにどういふことかは、實際問題としてなかなか困難ではあるかと思ひますが、今後の看護につきましては、それだけに十二分にいたしてあげなければいけない、かように私どもとしては心ひそかに感じておるわけでありまして。

○内海(清)委員 これはすでに質問になつておることだと思ひますが、重要だと思ひますので、さらに一、二お尋ねたいと思ひます。

今回の改正におきましては、被保険者の船員の一部負担については何らの手が加えられていない。これは参議院におかれましては附帯決議がつけられておるやうでありますけれども、この理由はどういふことか、お伺ひしたいと思ひます。

○太宰府政府委員 一部負担の問題は、たびたび御質問もありましてお答え申しておりましたので、こゝであえて詳しく申し上げなくてもよろしいかと思ひますが、やはり私どももいたしましては、それだけの社会保険制度の健全性を維持していくためにこれはやむを得ない措置といふことで、今日までおるわけでありまして、しかし今後国民皆保険になりますと、やはりそれぞれの皆保険の名に恥じないやうな内容を盛つていくという時期に参つておりますので、これは検討しなやならぬと思ひ考へております。しかしこの問題は船員保険だけの問題でなしに、やはり社会保険の各項に影響する問題でございまして、政府といたしましては各種制度全般に對するの総合調整、同時にその内容を充実するということに関連いたしまして、すでに総理大臣から内閣の社会保険制度審議会にも、その点についての基本的な考へ方というものがいつて諮問をいたしております。また私どもも、事務的にさういふ点も今検討いたしております。また厚生大臣の諮問機關でございまして社会保険審議会におきまして、この船員保険関係の部門についても、今のお尋ねのやうなものを含めまして、お互いが検討していこうといふことになつて目下せつかく検討中でございます。今回はさういふいろいろな点がありまして、どういふ結論を出すまでに至つておりません。これは政府といたしまして、各方面からの検討を加えて善処して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○内海(清)委員 この問題は、ただいまお話しもございましたが、審議会におきまして取り上げられて、政府に對して答申が行なわれておるので

あります。しかもこれが解決しないために、船員の負担が過重であるというところのみならず、これで早期診療というところが阻害されておるように思うのであります。このことは、船員の保健衛生上きわめて重大なことであると思ひます。政府におかれましては、これらの点を考えられて、早急にこれが解決をはかってもらいたい、こういふふうで考えるのであります。

それから次は、今度の改正案におきましては、標準報酬についても触れてないのであります。これもすでに御承知のように、二十六国会においても附帯決議を付されておりましたし、今回さらにも参議院においても附帯決議が付けられておると思ひます。この標準報酬の最高及び最低の引き上げが、すでに二十六国会で決議されておるのであるから、何か処置が当然とらるべきであつたと思ひます。それが今日まで放置されておるといふのはどういふ理由でありましょうか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○太宰府委員 標準報酬の等級区分は、申し上げるまでもなく、できるだけ被保険者が受け取ります賃金の実態に合ふべきものであらうという考えを私も持つております。それでこの国会の冒頭におきまして、いわゆる社会保険の四法案といわれるものの御審議をお願いいたしましたわけでございますが、その機会に私も厚生年金保険法の方につきましては等級区分を改訂いたしました。その際船員保険の方は見送りしました。その理由は、陸上の場合におきましては、先ほどの賃金の実態と非常に合いませんで、当時一万八千円の頭打ちに属する人が三割前後

おる、これを何とかして是正をしなければならぬというので、これを引き上げていただきまして改訂いたしましたのであります。その船員の保険は、現在三万六千円までに相なっておりますが、その最高のクラスに属している人が大体六割くらいでございます。そこで私どもとしては、この法案を厚生大臣の諮問機関でございます社会保険審議会に諮問いたしました際にも、勞使、公益それぞれからいろいろ御意見もございましたが、その答申を見まして、その辺について関係者一同がまだ納得するほどにまで実は機が熟しておらないといふことでございます。それから大体六割くらいでございますので、あえて今回は改正しなくてもまあまあよからうというやうなことをいろいろ考えまして、今回の改正には見送りにいたしましたわけでありまして、しかし私どももいたしましては、できるだけ賃金の実態に合はせるやうに持つていくべきものだと思ひますので、できるだけ関係者の間にもそういうものについてみんなの認識を一致するやうに指導をいたしまして、なるべくすみやかな機会において賃金の実態に合ふやうにこの改訂もいたしたい、かやうに存じておる次第でございます。

○内海(清)委員 これは今お話のありましたやうに、健康保険におきましては三十二年にこれが改正になって、一万八千円でありましたのが最高五万二千円というやうなことであります。ところが船員の方におきましては、これが今日まで据置になっておる。しかも健康保険におきましては、これがたとへば死亡というやうな場合も、平均賃金によつてやる。ところが船員の場合

は、これによつてやられるために、長年海上において船とともにやつてきた人におきましてはこれに押えられて、陸上労働者との間に非常に差ができておる。この辺に最も大きな問題があると思ふ。でありますから、審議会等におきまして、皆さんの御意見が一致していないといふことは、この海上労働者の実態というものを十分把握しておられないといふことに私は相なるのじやないかと思ふのです。そういう意味からいたしまして、これはすでに同僚委員から再三お話があつたことと思ひますので、私はこれに対してはあまり申し上げることも遠慮いたしたいと思ひますが、これに対して引き上げのお考えがあるかないかこれはやはり早急にただいまの一部負担の問題と一緒に考えていただかなければならぬ問題だと思ひますが、その辺に關するお考えを聞かしていただきたい。

○永山委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○永山委員長 この際、伊藤よし子君外二名より本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。伊藤よし子君。

○伊藤(よし)委員 私は、自由民主党、日本社会党、民社党を代表いたしまして、ただいま可決になりました船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付したいと思ひます。

案文を朗讀いたします。
船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は船員保険について左の事項に努力すべきである。

一、船員保険の被保険者の標準報酬は最高三万六千円に据置かれておるが、賃金の実態に即して引き上げるようすみやかに措置すること。

二、船員勤務の特殊な実態にかんがみ、療養給付における一部負担制度についてすみやかに検討すること。

三、船員の外傷性、急激な障害患者に対する療養給付の内容(食事の熱量、附添看護等)は、陸上労働者の同一症状のものと同じの内容にすみやかに改めること。

なお、船員せき損患者が労災病院に入院できるよう至急に措置すること。以上でございます。

何とぞ各位の御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○永山委員長 本動議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって本案には、伊藤よし子君の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。

○渡邊国務大臣 御決議の趣旨を尊重いたしました。善処いたしたいと存する次第であります。

○永山委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時五分散会

〔参照〕

船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一五号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕